

【がん】

中期目標(案)	中期計画(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立がん研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立がん研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立がん研究センター 理事長 嘉山 孝正</p>
前文	前文
<p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)は、昭和37年に我が国のがん対策の要として設立された国立がんセンターを前身とする。</p> <p>センターは、「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)及び「がん対策推進基本計画」(平成19年6月15日閣議決定)に基づき、センターが有する医療、研究、</p>	<p>独立行政法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)は、その前身となる国立がんセンターが昭和37年に我が国最初のナショナルセンターとして設立されて以来、日本のみならず、世界的ながん対策の中核施設として、高度先駆的医療、研究、国内外の医師・研究者等に対する研修及び情報発信等の分野で先導的・中心的な役割を果たすとともに、「第3次対がん10か年総合戦略」をはじめとする国の施策において我が國の中核機関としての重要な役割を担ってきた。</p> <p>また、平成19年4月1日に施行された「がん対策基本法」(平成18年法律第98号。以下「がん対策基本法」という。)に基づき作成された「がん対策推進基本計画」(平成19年6月15日閣議決定。以下「がん対策推進基本計画」という。)において、センターは、がん対策の中核的機関として、がん医療の標準化・均てん化に関して中心的な役割を担い、我が国全体のがん医療の向上を牽引していくとともに、様々ながん対策に関連する情報の収集・分析・発信等に不可欠な組織として情報提供体制を整備していくことが求められている。</p> <p>センターは、がんの死亡・罹患などの実態把握と原因及び本態の解明に基づく予防法の研究開発、がん検診に係わる研究開発、高度先駆的及び標準化に資する診断、治療技術の開発と普及、がん研究・がん医療等を推進する人材育成、がん医療等に係わる情報提供、がん対策に係わる政策提言等を使命として掲</p>

【がん】

<p>人材育成及び情報発信等の機能を相互に連携させ、その能力を効果的に発揮とともに、独立行政法人制度のメリットを最大限活用し、我が国のがん対策の中核機関として日本のみならず世界への貢献を図り、世界をリードしていく責務がある。</p> <p>具体的には、センターが果たすべき使命を達成するため、がん克服に資する研究成果を継続的に生み出し、がんの原因及び本態解明を一層進め、予防法、革新的がん医療及び標準医療を開発するための研究に取り組むとともに、良質で安心な医療を提供し、人材育成及び情報発信等を担い、我が国のあるべきがん医療の政策を提言していくことが求められている。</p>	<p>げ、本使命を達成できるよう、センターが有する医療、研究、人材育成及び情報発信等の機能が相互に連携することによりその能力を効果的に発揮し、がんに関する医療政策に対する課題を着実に解決していくことで、がん対策推進基本計画に基づくがん対策の推進に貢献する。</p>
第1 中期目標の期間 センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。	こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項 がんによる死者(がんの年齢調整死亡率(75 歳未満))の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するため患者アンケート等により実態を把握するとともにがん対策に資する研究に取り組み、研究成果の社会への還元を促進する。 未だ解明されていない難治がん等の原因究明やがんの発生・進展・転移の機構解明を推進し、先進医療として認められるような高度先駆的な予防・診断・治療技術を開発するとともに、国内および国際的な標準医療の確立と改善に貢献するのみならず先駆的な医療を世界に情報発信していく。 これらの研究等について世界をリードする水準で実施していくための体制を充実する。特に、病院においては、最新の知見に基づいた標準的治療の開発のみならず高度先駆的ながんの診断・治療などの新しい医療技術の臨床開発に取り

【がん】

	<p>組むための体制を整備する。</p> <p>また、センターは、がん分野の基礎研究、公衆衛生研究及び臨床研究(治験を含む)推進のために、研究の統括や調整を行う。そのための研究基盤を構築・提供し、研究評価とともに研究資源の適切な活用を図っていく。</p>
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	(1) 臨床を志向した研究・開発の推進
高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。	
① 研究所と病院等、センター内の連携強化	<p>①・ 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>研究の成果を臨床の実用化やがん対策につなげるために、研究所、がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター、病院が高度専門性を有した上で、トランスレーショナルリサーチの推進のために相互の機能の強化と連携を図り、『先端医療開発推進会議』等を定期的に開催し、世界的レベルでの革新的医療・予防法の開発や標準医療の確立に資する成果の継続的な作出を目指す。</p> <p>② 研究基盤の整備</p> <p>センターが取り組むべき分野の研究基盤を整備していくために、臨床試料及び情報を研究に活用するための体制等を構築していく。</p> <p>③ 臨床研究の推進のための中核機能の強化</p> <p>また、臨床研究の推進のために、センターで行う臨床研究を支援する体制及び多施設共同臨床研究の中核機能を担うためのデータセンター等の整備を行う。</p> <p>中期目標の期間中に、センターが直接的または間接的に支援した臨床試験について、学会等が作成する診療ガイドラインに5件以上採用されることを目指す。</p> <p>平成21年度末現在、通算で肺癌2件、胃癌6件、食道7件、婦人科腫瘍2件、乳癌2件と臓器領域毎の偏りがあるが、今後、大腸、肝胆膵、泌尿器、脳腫瘍、血液腫瘍等の領域の強化を目指す。また、中期目標の期間中に、センターが、直接的または間接的に実施する臨床研究実施機関の訪問監査(科学性・倫理性の確認調査)について、都道府県がん診療連携拠点病院の20%、地域がん診療連携</p>

【がん】

	拠点病院の10%以上の実施を目指す。
② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成 19 年 4 月 26 日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携	<p>④ 産官学等との連携強化</p> <p>「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、国内外の大手・ベンチャー企業等の産業界、先端研究施設、主要がんセンター等と「医療クラスター」を形成して先端的な臨床研究を推進するために、産官学連携を支援する産官学連携オフィス等の整備を行う。また、クラスター内の積極的な共同研究推進のための協議の場の設定及び早期臨床開発試験をつかさどるデータセンターを整備する。</p> <p>これにより、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、共同研究件数、治験実施件数及び国際共同治験実施数について各々5%以上の増加を目指す。</p>
③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備	<p>⑤ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>がん医療研究開発費による研究をはじめ、我が国のがん対策の中核機関としての使命を果たすための研究を企画し、評価していく体制の強化を図るとともに、研究を支援していくための体制も充実させる。</p>
④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進	<p>⑥ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)」及び「知的財産推進計画」を踏まえつつ、共同研究や受託研究等を推進するため知的財産管理部門を設置し、マテリアル・リサーチツールの管理・提供体制の整備、所有知的財産権の実施状況の追跡・管理、知的財産関係書類等の管理強化、研究者に対する知財教育の実施、及び、上記研究を推進するため、知的財産管理や契約行為等に関する管理機能や研究者に対する相談支援機能の充実を図る。</p> <p>また、中期目標の期間中に、特許出願件数とその内容が適切かどうかについて吟味し、活用推進に至るシステムを作る。</p>
(2) 病院における研究・開発の推進	(2) 病院における研究・開発の推進
治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。	<p>①・ 臨床研究機能の強化</p> <p>病院は臨床開発の様々な段階に対応するため、橋渡し研究を含む臨床研究を行うための診療体制等の整備を進める。</p>

【がん】

	<p>センターで実施される臨床試験の支援部門の整備・強化を行うとともに、治験関連の体制の充実を図る。</p> <p>また、その推進のために薬事・規制要件の専門家を含めた支援体制の基盤整備を行い円滑な試験実施を進めるとともに、支援体制のモデル化により国内他施設への普及を図る。</p>
	<p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>高度な倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るために、倫理審査委員会等の機能を強化するとともに、主要な倫理指針等について職員教育の充実を図る。</p> <p>また、センターを受診する患者への研究に関する説明を組織的かつ効率的に行う体制や、患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応の体制等を整備する。</p>
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。	がん対策基本法とがん対策推進基本計画を踏まえ、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究に積極的に取り組む。 具体的な方針については別紙1のとおり。
2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項
<p>我が国におけるがんに対する中核的な医療機関として、がん対策推進基本計画に掲げられた、「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」という目標を達成するため、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、がんに対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p>	<p>がん征圧のための中核機関として、科学と信頼に基づいた最良のがん医療を推進していくことにより、がん対策基本法の基本理念として掲げられた「科学的知見に基づく適切ながんに係る医療の提供」及び「がん患者本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択される体制整備」の実現を図るとともに、がん対策推進基本計画の全体目標として定められた「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」の達成に貢献する。</p> <p>臨床研究による研究開発に取り組む上でも、患者の安全を最優先にした医療の提供を行う。医療の提供に当たっては、最新の知見に基づいた標準的がん医</p>

【がん】

	<p>療を実践とともに、がん医療を行う医療機関等と連携し、がん患者の意向及び利便性に配慮した適切かつ良質な医療が提供できる体制を構築する。</p> <p>また、人材の育成と情報の発信にも資する開発的な医療と最新の標準的な医療を提供できる診療体制を整える。</p> <p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>①・ 高度先駆的な医療の提供</p> <p>開発的な医療を安定した状態で提供するための診療体制を整備する。</p> <p>病院と研究所の連携により、腫瘍組織や非がん部組織、体液等のゲノム・プロテオーム等の解析による治療の個別化を図り、最適な医療を提供する。具体的には『HER2陽性胃癌に対する高度医療評価制度を用いた術後補助化学療法の臨床試験』の実施などによる個別化治療の開発・普及を行う。</p> <p>数年後を目途に、基本的に手術例のがん関連遺伝子の塩基配列決定を「先進医療コンソーシアム(仮称)」を組織することにより行い、将来のゲノム解析に基づくがん医療の実現の基盤を創る。</p> <p>また、国内主要研究施設と連携し、新規医薬品・医療機器の医師主導治験及び高度医療評価制度での臨床試験を展開し、最先端の医療を提供する。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>最新の科学的根拠に基づいた医療を安定した状態で提供するための診療体制を整え、稀少がん及び難治がんを含めた各種がんの標準的治療の実践に取り組む。</p>
患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。	(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供 <p>① 適切な治療選択の支援</p> <p>患者・家族が適切な治療を医療者とともに主体的に選択、決定できるよう、病態に応じた説明文書の提供など正確でわかりやすい診療情報の提供に努める。</p> <p>また、患者自身のセカンドオピニオン外来受診や家族による医療相談を円滑に進めるために、支援体制を整備する。</p> <p>② 患者参加型医療の推進</p> <p>患者からの生の声・意見をプライバシーに配慮しつつ、院内に掲示する。。ま</p>

【がん】

	<p>た、定期的な患者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行い、診療内容や業務の改善に活用する。</p>
	<p>③ チーム医療の推進 緩和ケア・栄養サポート・感染対策・外来化学療法・褥瘡対策など専門的知識・技術を身につけた多職種からなる医療チームによる医療の支援活動を充実させる。他分野のチーム設置(周術期管理)も検討する。 また、疾患毎に診断医・外科医・内科医を中心として行っている診療方針の検討会(キャンサー・トリートメント・ボード)については放射線治療医や薬剤師・看護師など参加者の拡充を図り、質の向上に努める。</p>
	<p>④ 入院時から緩和ケアを見通した医療の提供 患者のQOL向上をはかるため、入院診療から外来診療への移行を進めるとともに、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、入院診療と外来診療を統合的に管理できる診療体制を構築する。 がん医療を行う医療機関等との連携促進を図り、良好な継続医療の提供に努める。 具体的には、中期目標の期間中に、外来化学療法実施数について年間38,000件以上(延べ数)に増加することを目指す。 また、院外を含めてより多くの相談支援を行うために、「がん患者・家族総合支援センター」を本来業務と位置づけ強化するとともに、今後一層重要となる患者会・遺族ケアに関する取組を一層強化する。</p>
	<p>⑤ 安全管理体制の充実 医療安全管理を統括、監督する体制を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、定期的に病院の各部門に対し安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。 医療安全管理担当は、関係法令、指針等に則って、各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、日常的な医療安全の管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。</p>
緩和医療については、がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることがで	(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

【がん】

きるよう、治療の初期段階から緩和ケアを提供できる体制を整備すること。	<p>① がん患者に対する緩和医療の提供と療養生活の質の向上</p> <p>がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、がん患者が必要とする緩和医療や精神心理的ケアを幅広く提供できるよう治療初期からの介入を目指す。これを実践するために、多職種による緩和ケアチームを強化し、中期目標の期間中に、緩和ケアチームの関わる症例数について年間 1,500 件以上に増加することを目指す。</p> <p>また、外部の医療機関などとの共同診療体制の構築に努めるとともに、相談支援センターの充実を図る。</p>
3. 人材育成に関する事項	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1)リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>がん領域の医療や研究におけるリーダーとして国内外を問わず活躍できる人材を育成するために、レジデント制度・がん専門修練医制度をはじめとする専門教育制度の充実を図る。</p> <p>チーム医療を構成する人材を養成するため医師以外の職種にも対応した制度として発展させる。また、こうした専門家教育にかかわる部門の充実を図る。</p> <p>(2)モデル的研修・講習の実施</p> <p>がん対策推進基本計画に基づき、がん医療の均てん化を推進することを目的として、地域で中核的にがん医療に携わっているがん診療連携拠点病院の医療従事者等を対象に専門的な技能向上のための研修を企画・調整し実施する。</p> <p>具体的には、医師(身体担当及び精神担当)・薬剤師・看護師を対象とした緩和ケア、化学療法等のチーム研修や相談支援センター相談員、院内がん登録実務者研修等、センター外の医療従事者等を対象とした研修プログラムの種類を毎年16種類以上提供し、中期目標の期間中に、同研修プログラムの延べ受講者数について 4,500 人以上に増加することを目指す。</p>
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1)ネットワーク構築の推進</p> <p>都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を毎年開催し、全国の都道府県がん診療連携拠点病院等と、がん医療、相談支援・情報提供、院内がん登録等</p>

【がん】

	<p>について、意見交換や情報共有を行う。</p> <p>がん診療連携拠点病院等に対し、画像診断コンサルテーション、病理診断コンサルテーション、放射線治療品質管理・安全管理体制確立の支援及び放射線治療スタッフへの技術指導等を実施するとともに、中期目標の期間中に、病理診断コンサルテーションの件数について年間 250 件以上に増加することを目指す。</p>
情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族ががんに関して信頼のおける情報をわかりやすく入手できるよう、国内外のがんに関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。	<p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>全国において適切ながん対策が実施されるよう、がんに関連する情報を収集、整理及び評価し、発信する。また、そのために必要な体制を整備する。</p> <p>患者・家族・国民に対し、がんの予防、早期発見、診断、治療及び療養に関する科学的根拠のあるがん関連情報やがん診療連携拠点病院の診療実績情報等を、ホームページ「がん情報サービス(一般の方へ)」、冊子、患者必携、講演会等を通して、発信する。発信情報の作成に当たっては、がん対策情報センター「患者・市民パネル」の協力を得て行い、また患者の視点に立った情報提供を進める。</p> <p>医療者に対して、診療ガイドライン、がんの臨床試験情報 がん診療画像レファレンスデータベース、パスデータベース、がん研究情報データベース等の情報をがん情報サービス(医療従事者の方へ)、(がん診療連携拠点病院の方へ)より発信する。</p> <p>がん情報サービス利用者の背景、満足度等を確認する仕組みを導入し、利用状況を確認する。有識者、医療関係者、がん患者、家族の代表で構成される「がん対策情報センター運営評議会」の意見に基づきサービスの改善を行っていく。</p> <p>がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等の実施状況を把握し、がん対策情報センターにデータを収集し、集計・発信を行うとともに、予後調査などの転帰情報の収集を支援する。</p> <p>地域がん登録、院内がん登録の登録項目の標準化を促進する。また、地域がん登録実施県を増加させるために、地域がん登録の標準方式の設定、標準方式に準拠したシステム開発・配布、登録実務担当者の教育研修などを通じて、未実施県での導入に際して技術的支援を行う。</p>

【がん】

	<p>このため、中期目標の期間中に、院内がん登録実地調査について、合計 130 施設以上、全ての都道府県での実施を目指す。また、中期目標の期間中に、地域がん登録訪問調査について、全ての都道府県に訪問調査を実施することを目指す。</p>
5. 国への政策提言に関する事項	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>我が国のがん対策が、より強固な科学的根拠を持ち、かつ、がん患者を含めた国民の視点に立った実情に即したものになるよう、世界の科学技術の動向、研究成果やその有効性、社会情勢、社会的要請等を踏まえ、科学的根拠に基づいた専門的な政策提言を行う。</p> <p>また、科学的根拠に基づいた政策提言機能を実施するための組織を構築する。</p>
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1)公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>
(2)国際貢献	<p>(1)公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>国を要請に対しては積極的な対応を行う。また、災害や公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合には、がん医療に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。</p> <p>(2)国際貢献</p> <p>我が国のがん対策の中核機関として、知的支援体制を整え積極的に国際貢献を図っていく。そのため、がんの研究・医療・政策に係る国際的団体への貢献をはじめとして、研究開発や政策形成等における国際連携に積極的に参加・参画するとともに、二国間等での研究等協力を推進していく。</p>
第3 業務運営の効率化に関する事項	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
1. 効率的な業務運営に関する事項	<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1)効率的な業務運営体制</p>
業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。	<p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の</p>

【がん】

	<p>再編を行う。</p>
	<p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する</p>
	<p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>
センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。 ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化 ③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等 収入の確保	<p>(2) 効率化による収支改善 医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務委託の適切な活用等及び適切な給与体系の見直し、診療収入の増加を図ることにより、収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>① 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>② 給与制度の適正化 給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間において、一般管理費率(人件費、退職給付費用等を除く。)の抑制に努める。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務に努めることやクレジットカード払いの導入等により、平成21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により</p>

【がん】

	<p>適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>※ 平成 21 年度(平成 21 年 4 月～平成 22 年 1 月)医業未収金比率〇〇%</p> <p>医業未収金比率=医業未収金／医業収益</p>
2. 電子化の推進	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1)電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>(2)財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計制度への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>
推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>
第4 財務内容の改善に関する事項	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p>
1. 自己収入の増加に関する事項	<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p>
がんに対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	
2. 資産及び負債の管理に関する事項	<p>2. 資産および負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保す</p>

【がん】

	<p>る。</p> <p>(1)予 算 別紙2 (2)収支計画 別紙3 (3)資金計画 別紙4</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 (1)運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2)業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>
	<p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p>
	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>決算において剩余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備に関する事項	<p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p>
2. 人事の最適化に関する事項	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、</p>

【がん】

	<p>国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>
	<h3>3. 人事に関する方針</h3>
	<h4>(1) 方針</h4> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>
	<h4>(2) 指標</h4> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を○, ○○○人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p>
	<p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 53, 697百万円</p>
3. その他の事項	<h3>4. その他の事項</h3> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるよう努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるよう努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p>

【がん】

ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。

ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。

【がん】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方
<p>がんは単一の疾患ではなく、その原因、宿主背景因子、本態となる遺伝子異常、病態、病期及び治療応答性等において極めて多様な様相を呈することが明らかにされている。その罹患率及び死亡率を抑制するためには、基礎研究、公衆衛生研究及び臨床研究の各分野において高度先駆的な研究・開発を展開するとともに、これら3大分野の有機的な連携に基づく、我が国における総合的研究戦略として推進することが極めて重要である。</p> <p>このため、がんの原因・本態解明、予防・診断・治療法の基盤となる技術の開発等基礎研究の成果を、公衆衛生研究及び臨床研究に応用し、より優れた予防・診断・治療法の開発に結びつけるとともに、公衆衛生研究及び臨床研究において見出された疑問、仮説を基礎研究の課題として積極的に取り上げる等、双方向性の橋渡し研究を進めていく必要がある。</p> <p>また、これら研究の方向性及びその成果を的確に評価するためにはまず、がんの実態を把握し、分析する研究が欠かせない。ついで、発生したがんに対する高度先駆的診療技術の開発、日本人のがん罹患率を低減させうる一次予防法の開発、検診等早期発見による二次予防法の科学的評価と開発が求められる。さらに、このようにして開発されたがんの予防・検診・診断・治療法の均てん化を図るために研究及び対策を展開する必要がある。</p> <p>センターにおいては、これらの研究課題について、センター内各部門の連携はもとより、国内外の医療機関、研究機関等との一層の連携を図り、総合的な取り組みを進めていくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>がん対策基本法とがん対策推進基本計画を踏まえ、がん対策に資する研究に積極的に取り組み、世界をリードする研究成果を継続的に創出するとともに、その成果の社会への還元を促進する。</p> <p>その実現に向け、病院と研究所の連携をより強化し、企業や国内外の大学等のアカデミア機関との産官学連携の一層の推進を図りつつ、がんの原因・本態解明の基礎研究から予防および診断・治療技術の革新的開発を目指した橋渡し研究や早期臨床開発試験を積極的に推進する。さらにセンターが中心的に支援・コントロールし、がん診療拠点病院等を中心とした多施設共同臨床試験を開催し、新しい標準治療の開発と国内への普及を積極的に推進する。早期の開発から標準化を目指した基礎・臨床研究をセンターが主体的に展開し、世界のがん医療に大きく貢献する成果をあげよう、総合的に研究を推進する。また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、がん医療の質的向上に資する研究、情報発信手法の開発に関する研究等に取り組み、その成果を活用していくことにより、がん医療の均てん化に寄与する。</p> <p>具体的には、中期目標の期間中に、センター全体として、10件以上のがん対策の推進に大きく貢献する顕著な成果をあげることを目指す。</p>
2. 具体の方針	2. 具体の方針
(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究

【がん】

① がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、がんの原因、発生・進展のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を行う。

① がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明

ア がんの原因解明に資する研究の推進

がん発生の要因に関して、ゲノム・エピゲノム解析、様々なゲノム修飾に関する網羅的解析、発がん動物モデルを用いた研究成果をもとに、外的な環境要因(食事、喫煙、ウィルス・細菌感染、職業環境等)、生活習慣病や炎症などの内的環境要因及び遺伝的な発がん要因の解明に取り組む。

生活習慣病や炎症等に起因するがんの発生・成立に関して主導的な役割を果たしている分子機構の解明に取り組む。

発がん感受性の分子機構を解明し、その知見に基づく新しい予防法の開発を目指す。

イ がんの発生・進展のメカニズムに関する研究の推進

がんが多様性を獲得し進展・浸潤・転移する過程、及び、治療抵抗性を獲得する分子機構を、がん細胞側と宿主側の両方の観点から統合的に解明することを目指す。

ウ がんの本態解明の研究の推進

がん本態の特性を様々な検討により解明し、有効な治療標的の同定につなげる。

分子病理学的解析を基盤としたがんの病理学的診断・分類等に関する研究を進めるとともに、がんにおけるゲノム・エピゲノム異常並びに不安定性、RNA及び蛋白質発現の変化と、治療応答性等との関係の解明に取り組む。高精度診断マーカー開発のためのゲノム・プロテオミクス等の新たな診断技術の開発に取り組む。各種がんに特徴的な細胞周期・信号伝達系・分化・細胞死プログラムの制御異常の解明、がん組織及び担がん個体における代謝系・内分泌系の異常の解明、がんにおける幹細胞、転移・浸潤を規定するがん細胞側・宿主側の要因とそれらの相互作用の解明、がんにおける間質及び脈管系の役割の解明に取り組む。また、がん及びがん治療における腫瘍免疫の特性の解明に関する基礎研究を積極的に推進し、診療標的としての可能性を検討する。

【がん】

	の他、生命科学の新しい進展に伴い、高度先駆的がん診療開発に資する基礎的研究の積極的な展開に取り組む。
<p>② がんの実態把握</p> <p>各種がん登録による我が国のがんの罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるがんのリスク・予防要因の究明等、がんの実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② がんの実態把握</p> <p>ア がん登録の推進によるがんの実態把握</p> <p>がん登録を推進し、がんの罹患、転帰などの実態とその推移を把握するために、登録対象の範囲や予後調査の方法等を含めた実施体制の標準化と連携体制について検討を行う。さらに、正確ながん統計情報の整備に向けたがん登録の課題を検討する。また、がん登録から収集されたデータを用いて、がん医療の地域間格差の把握と分析に関する研究等の解析を行う。</p> <p>がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等より、がん対策情報センターに収集されたデータを用いて、全国的な傾向や課題などを分析・評価する。また、国と県のがん対策計画の企画・評価におけるがん統計の適切な利用を支援する。</p> <p>イ がんの原因究明に基づく予防法の研究開発</p> <p>動物実験や大規模コホート研究等の疫学研究を実施することにより、がんの発生に関わる環境・生活習慣等外的要因、加齢・遺伝素因等内的要因、及びそれらの相互作用を解明するなどに取り組み、がんのリスク・予防要因究明のための基礎的研究を推進する。</p> <p>基礎的研究及び疫学研究などの知見に基づき有効ながん予防法の開発を行う。</p>
<p>③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療、標準医療の向上に資する診断・治療技術及び有効ながん予防・検診法の開発の推進</p> <p>がんに対する高度先駆的な予防法、検診を含む早期診断法及び治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的診断及び治療法の確立に資する研究並びに有効ながん検診法の開発に資する研究を推進する。</p>	<p>③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療の開発、標準医療の向上に資する診断・治療技術の開発及び有効ながん予防・検診法の開発</p> <p>ア 有効ながん予防法の研究開発</p> <p>科学的根拠に基づき、発がん性やがん予防の有効性の評価を行うとともに、基礎的研究の知見に基づく新しい予防法の開発を行う。</p> <p>介入研究等により、予防法の有効性に関する検証を行う。</p>

【がん】

がん患者に対する緩和医療の提供に関する研究及び地域医療等との連携による療養生活の質の向上と普及に関する研究を行うとともに、地域ぐるみの在宅医療を含めた医療システムのモデル開発を行う。

また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。

イ 最先端技術等を応用した革新的な検診手法の研究開発

画像技術等医用工学の現場への導入を目指す。

生活習慣、家族歴・既往歴、健康の状態や新規バイオマーカー等の情報に基づき、重点的に検診受検勧奨すべき対象者を同定する方法の検討を行う。

ウ 本態解明に基づく高度先駆的ながんの診断・治療法の基礎技術の開発研究

産官学連携体制を積極的に構築し、臨床医学と基礎研究を直接結びつける橋渡し研究の推進を行う。

特に至適な臨床導入を目指した新規分子標的治療薬などの抗がん剤や免疫・細胞・遺伝子療法などの基礎的研究、ドラッグ・デリバリーシステム(DDS)や遺伝子・核酸医薬のベクター・デリバリーシステムに関する基礎的研究、薬物療法の個別化に資する基礎的研究、がん診療に有用な再生医学の基礎的検討、放射線診断・治療の基礎となる放射線生物学的研究、生体イメージングを含めた新しい放射線診断・治療の基礎的研究、緩和医療の技術開発・至適化や精神腫瘍学の科学的基盤の構築に資する基礎的研究などを積極的に展開する。

エ わが国における臨床試験の推進に資する研究の実施

化学療法、放射線療法、手術及びそれらを組み合わせる集学的治療の新たなよりよい標準治療及び標準診断法を開発する多施設共同臨床試験(主として第Ⅱ相試験～第Ⅲ相試験:後期治療開発)における中央支援機構を担うことを通じて、各種がんの標準治療の進歩に貢献する。

多施設共同臨床試験等の支援を通じて、規制要件、研究倫理、臨床研究方法論の教育と普及、治療効果や毒性の共通判定規準の作成と普及、有害事象報告システムや施設訪問監査による臨床試験の科学性と倫理性を担保する体制構築の支援と普及、及びそのための方法論の研究を行う。

【がん】

	<p>オ 有効ながん検診法の研究開発 有効な検診を高い質で行えるよう、有効性評価及び精度管理に関する研究を推進するとともに、死亡率減少が実現できる検診システムを開発する。</p> <p>カ がん患者の療養生活の質を尊重するがん医療の提供体制の整備に資する研究開発の推進 外来通院治療などの安全かつ効率的・効果的な実践と普及のための研究開発を行う。 苦痛のないがん治療のため、早期からの緩和ケアの導入による副作用の対策や症状緩和の臨床研究を推進するとともに、がん患者の QOL の向上に資する緩和ケアや精神心理的ケアを、切れ目なく効果的に提供するため、入院から在宅療養への移行を見据えた緩和ケアの提供体制を開発する。 さらに、地域医療(在宅医療など)・福祉との連携によるがん患者・家族支援のモデルの開発を行うことにより、通院治療から在宅ケアに至る切れ目のない効果的な治療体制とその支援体制を構築する。</p> <p>キ がんの原因・本態解明研究の基盤整備・構築と活用 病院の診療や臨床試験から生み出される診療情報並びに臨床試料をデータベース及びバイオリソースバンクとして整備し、他施設との共同研究への供与も含め、広くがん対策に資する研究に活用する。</p>
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 「新成長戦略(基本方針)(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。 この趣旨を踏まえ、がんに関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験、臨床研究の実現を</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 ア 高度先駆的ながんの診断・治療など臨床開発の推進 基礎的研究成果や最先端技術を応用した新しい医療技術(診断・治療・緩和)の早期臨床開発を行う。 具体的には、ゲノムやプロテオミクスを応用した高精度診断マーカー、最先端イメージング技術やナノテクノロジーを応用した新しい画像診断技術など診断技術及びがんの本態解明に基づいた分子標的治療薬など新規薬物</p>

【がん】

<p>目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>療法、遺伝子・細胞・免疫治療、新たな放射線治療法、機能温存手術や再生医療技術などを用いた新しい外科手術手技の開発、新しい緩和医療技術や精神腫瘍学的介入法などの臨床開発を産官学連携のもとセンター全体で積極的に推進し、世界の臨床開発拠点の一翼を担う。</p> <p>イ 国内未承認の医薬品・医療機器治験等臨床研究の推進</p> <p>がんの診断・治療などの臨床開発を行う上で必須である早期開発治験や国際共同治験、医師主導治験などを積極的に実施し、世界のがん医療の開発拠点の一翼を担う。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の 5%以上の増加を目指す。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>がんに対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① がん医療の質的向上・均てん化のための研究開発の推進</p> <p>ア がん医療の質の管理の推進に資する研究の実施</p> <p>がん医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。</p> <p>がん医療の均てん化に資するがん医療の提供体制や全国レベルでの医療機関の連携体制のあり方について検討するとともに、がん医療の質を管理する方策として、効果的な画像診断支援、病理診断支援、放射線品質管理、画像レファレンスデータベースの構築等に関する研究・開発を行う。</p> <p>関係学会等と連携し、EBMを踏まえた診断・治療ガイドライン等の作成に寄与する。</p> <p>イ 人材育成に関する研究の推進</p> <p>全国のがん医療の均てん化の推進に資するよう、専門的にがん医療に従事する者を育成するための研修プログラムや、各地域でがん医療について指導的な役割を担う者を育成していくための研修の方法について検討する。</p>

【がん】

② 情報発信手法の開発

がんに対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。

② 情報発信手法の開発

ア がん医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発
医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。

イ 患者・国民等へのがん医療・がん研究に対する理解を支援する方法の開発
患者・家族・国民等に対して、がんの予防、早期発見、診断、治療、がん研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。

ウ がん予防及びがん検診の普及等に関する研究の推進
科学的根拠に基づいたがん予防の推進に資する研究を行う。
科学的根拠に基づいたがん検診の普及の方法について検討するとともに、評価を行う。

エ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進
科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。

別紙2 中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算

別紙4 中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画

別紙3 中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画

別紙5 医療機器整備・建物整備に関する計画

中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算<案>

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>44,015</u>
施設整備費補助金	<u>2,988</u>
長期借入金等	<u>12,222</u>
業務収入	<u>166,375</u>
その他収入	<u>11,740</u>
計	<u>237,340</u>
支出	
業務経費	<u>185,314</u>
施設整備費	<u>26,119</u>
借入金償還	<u>10,170</u>
支払利息	<u>2,173</u>
その他支出	<u>5,088</u>
計	<u>228,864</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 診療報酬改定は考慮していない。

(注3) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

[人件費の見積り]

期間中総額53,697百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

※ 調整中

中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>213,849</u>
経常費用	<u>213,793</u>
業務費用	211,405
給与費	74,535
材料費	61,772
委託費	18,015
設備関係費	31,895
その他	25,189
財務費用	2,173
その他経常費用	215
臨時損失	<u>56</u>
収益の部	<u>215,184</u>
経常収益	<u>215,128</u>
運営費交付金収益	42,673
資産見返運営費交付金戻入	1,234
業務収益	170,624
医業収益	149,934
研修収益	88
研究収益	19,606
その他	996
土地建物貸与収益	227
宿舎貸与収益	193
その他経常収益	177
臨時利益	<u>56</u>
純利益	1,335
目的積立金取崩額	0
総利益	1,335

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>237,340</u>
業務活動による支出	<u>187,487</u>
研究業務による支出	13,272
臨床研究業務による支出	21,062
診療業務による支出	124,623
教育研修業務による支出	9,150
情報発信業務による支出	10,399
その他の支出	8,981
投資活動による支出	<u>26,119</u>
財務活動による支出	<u>15,258</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>8,476</u>
資金収入	<u>237,340</u>
業務活動による収入	<u>210,987</u>
運営費交付金による収入	44,015
研究業務による収入	2,580
臨床研究業務による収入	16,775
診療業務による収入	145,937
教育研修業務による収入	88
情報発信業務による収入	996
その他の収入	597
投資活動による収入	<u>2,988</u>
施設費による収入	<u>2,988</u>
財務活動による収入	<u>16,257</u>
長期借入による収入	12,222
その他の収入	4,035
前期よりの繰越金	7,108

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

施設・設備に関する計画<案>

国立がん研究センターが担うべきがん患者に対する最先端のがん治療のための臨床研究及びがん治療を中長期的に安定してがん患者に実施できるよう、本中期計画期間中、医療機器等及び施設設備整備について、がん臨床研究・がん治療の高度化への対応、経営面の改善及び患者の療養環境の改善を図るために必要な投資を行うものとする。

なお、本計画は、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
医療機器等整備	8,745	長期借入金等
施設設備整備 (内訳)	6,466	長期借入金等 施設整備費補助金
新棟設備更新・改修工事		
予検センター設備更新・改修工事		
研究所耐震強化工事		
ヒトゲノム棟衛生設備更新工事		
教育研修棟更新築		
RI実験室・動物実験施設増改修		
病棟・保育所改修工事		
ディケア施設新築		
合 計	15,211	

【循環器】

中期目標(案)	中期計画(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立循環器病研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立循環器病研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人国立循環器病研究センター 理事長 橋本 信夫</p>
前文	<p>前文</p> <p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「センター」という。)は、昭和52年に国立高度専門医療センターとして設置された国立循環器病センターを前身とし、以来、循環器病の克服を目標に、研究、医療、人材育成等を推進してきた。</p>

【循環器】

循環器病は三大死因のうちの二つを占めるに至っており、その克服のための研究・開発と臨床応用は、国民の生命予後の飛躍的な改善に資するものといえる。このため、国家戦略として、「健康増進法」(昭和14年法律第103号)、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」及び「新健康フロンティア戦略」等に基づき、循環器病の克服に向けた取組が推進されている。	こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。
センターにおいても、循環器医療の提供に必要な人材をはじめとするさまざまな資源が集積されており、近隣地域のみならず国内外の患者の生命を救ってきた。こうした中、センターは、循環器病における死に直結する疾病的治療法の開発、これらの疾病をもたらす生活習慣病等に伴う心血管病変等の予防並びに胎児期・小児期における循環器病の診断及び治療等、循環器病学の基礎的及び臨床的研究を推進し、その成果を高度かつ先駆的な医療の提供及び優れた人材の育成に活かすことにより、循環器病の克服に貢献していくことが求められている。	
第1 中期目標の期間 センターの中期目標の期間は、平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 5 年間とする。	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項 センターが国際水準の研究を展開しつつ、我が国の治験を含む臨床研究を推進するため、以下に掲げる中核機能を強化する。 これにより、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、その成果を継続的に生み出していく。
(1) 臨床を指向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。	(1) 臨床を指向した研究・開発の推進

【循環器】

① 研究所と病院等、センター内の連携強化	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ継続的につなげられるよう、研究所と病院が高度の専門性を有した上で、その連携を強化する。</p> <p>具体的には、研究所、病院の会議でそれぞれの問題意識を共有するとともに、臨床研究等を共同実施し、相互の交流を図り、研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。</p>
② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携	<p>② 産官学等との連携強化</p> <p>国内外の産業界、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との自発的・戦略的な連携がなされるよう、「医療クラスター」の形成等、他機関との共同研究を推進する体制を整える。</p> <p>特に、企業との共同研究については、年に56件以上実施する。</p>
③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む)を企画し、評価していく体制を整備するとともに、研究を支援していく体制も充実させる。</p>
④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>知的財産管理に当たっては、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」及び「知的財産推進計画」を踏まえ、研究開発成果の流出に対する防止策の構築及び社会的ニーズの高い分野における特許取得を推進し、特許取得後の活用推進に努める。</p> <p>具体的には、職務発明委員会における審査件数について、中期目標中で180件以上とし、特許出願が適切かどうかの議論を活発に行う。</p>
(2) 病院における研究・開発の推進	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者QOLの向上につながる臨床研究(治験を含む)を推進する。そのため、センターで実施される臨床試験の支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための</p>

【循環器】

	<p>基盤の整備を図り、治験依頼から契約締結までの期間を平均50日以内とする。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>倫理性・透明性確保のため、臨床研究等に携わる職員に対する継続的な倫理教育の機会を確保し、センター職員の臨床研究倫理に関する知識と意識を高める。</p> <p>また、臨床研究に参加する患者・家族に対する説明書・同意書の内容について、倫理委員会等において重点的な審査を行い、臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示につなげる。</p> <p>これらの取り組み等を通じ、臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努める。</p>
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。	これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。 具体的な計画については別紙1のとおり。
2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項
我が国における循環器病に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。 また、循環器病に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。	医療の提供に当たっては、循環器病の緊急性・専門性を踏まえ、高度医療提供体制のさらなる整備はもとより、移植医学、人工臓器医学、遺伝子治療、本人の細胞から組織・臓器を作る再生医学等について、新しい治療法の創出及び積極的な臨床応用を推進することで、我が国の循環器医療をリードしていく機能を果たすこととする。
	(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供
	① 高度先駆的な医療の提供 研究部門と連携し、その研究成果を活用し、かつ、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集め、高度先駆的な医療の提供を行うことにより、先進医療に取り組む。
	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 最新の知見に基づく標準的医療を安定した状態で提供する体制を整え、循環器病の医療の標準化のための実践に取り組む。

【循環器】

<p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 患者の自己決定への支援 患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ② 患者等参加型医療の推進 患者満足度調査の実施等、患者等参加型医療についての調査を行うとともに、病態や治療に係る様々な問題に関して患者の医療に対する理解を深めるための支援活動を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ③ チーム医療の推進 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行う。 具体的には、診療科横断的分野において、多職種から構成される院内診療チームによる回診を年に380回以上実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、急性期から回復期、維持期、再発防止まで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、連携登録医療機関数を5年後には、平成21年度比20%増を図るなど、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理の体制を整備し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を年4回以上開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。
<p>臓器移植ネットワークにおける移植実施施設として臓器移植法に基づく移植医療を適切に行うこと。</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>臓器移植法に基づき、成人例のみならず小児例における心臓移植を臓器移植ネットワークにおける基幹心臓移植施設として実施する。体外設置型及び植込み型の補助人工心臓を症例に応じて適用し、在宅療法を含めQOLの高い補助人工心臓治療を実施する。</p>

【循環器】

	また、適応症例に対するホモグラフトを用いた組織移植を円滑に実施する。
3. 人材育成に関する事項	<p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>
	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1)リーダーとして活躍できる人材の育成 循環器病領域の研究・医療におけるリーダーとして活躍できる人材を育成するため、教育・臨床プログラム数について、中期目標の期間中に平成21年度比1.5倍とするなど、医師、看護師、薬剤師、検査技師、リハビリテーション技師、研究者等の育成を積極的に行う。</p> <p>(2)モデル的研修・講習の実施 循環器医療の均てん化推進を目的として、センター外の医療従事者等に対する職種ごとの各種研修を年4回以上企画・実施する。</p>
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	<p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p>
	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1)ネットワーク構築の推進 循環器病について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、相互の交流を通じて、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2)情報の収集・発信 医療従事者や患者・家族が循環器病に関して信頼のにおける情報を解りやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに、科学的根拠に基づく最新の診断・治療情報等の提供を行うとともに、医療に関する技術援助、技術指導の要請に対応する。</p>
5. 国への政策提言に関する事項	<p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	<p>循環器病に関する研究・開発を推進する中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1)公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請</p>
	国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しよう

【循環器】

に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。	としている場合には、循環器病に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。
(2)国際貢献	(2)国際貢献
我が国における循環器病に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。	国際学会への招聘や、海外からの研修の受け入れ等、循環器疾患の分野で大きく国際貢献する人数を中期目標の期間中で200人以上とするなど、我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 効率的な業務運営に関する事項	1. 効率的な業務運営に関する事項
業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。	<p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>
センターの効率的な運営を図るために、以下の取組を進めること。	(2) 効率化による収支改善
<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等 収入の確保</p>	<p>医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務委託の適切な活用等及び適切な給与体系の見直し、診療収入の増加を図ることにより、収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>① 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>② 給与制度の適正化 給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与</p>

【循環器】

	<p>等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>
	<p>③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間において、一般管理費率(人件費、退職給付費用等を除く。)の抑制に努める。</p>
	<p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p>
	<p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務に努めることで、平成21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成21年度(平成21年4月～平成22年1月)医業未収金比率〇〇% 医業未収金比率=医業未収金／医業収益</p>
2. 電子化の推進	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1)電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。 また、電子カルテシステムの導入に向けて具体的な取り組みを行う</p>
推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	<p>(2)財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計制度への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>

【循環器】

第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画
「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。	「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。
1. 自己収入の増加に関する事項	1. 自己収入の増加に関する事項
循環器病に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。
2. 資産及び負債の管理に関する事項	2. 資産および負債の管理に関する事項
センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	<p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1)予 算 別紙2 (2)収支計画 別紙3 (3)資金計画 別紙4</p>
	第4 短期借入金の限度額
	<p>1. 限度額 2,200百万円 2. 想定される理由</p> <p>(1)運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2)業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画
	なし
	第6 剰余金の使途
	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機

【循環器】

	器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備に関する事項	1. 施設・設備整備に関する計画 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。
施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	
2. 人事の最適化に関する事項	2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。
	3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。
	(2) 指標

【循環器】

	<p>センターの平成 22 年度期首における職員数を○, ○○○人とするものの、医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 36, 980百万円</p>
3. その他の事項	<p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるよう努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるよう努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう努める。</p>

【循環器】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙1)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>循環器病は我が国の三大死因のうちの二つを占めるに至っており、また、健康で元気に暮らせる期間(健康寿命)の延伸に大きな障害になっているのが、循環器病である。</p> <p>こうした中、センターは、循環器病の克服を目指した疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、高度先駆的な医療の研究・開発を行い、我が国の医療水準全体を向上させる役割を期待されている。</p> <p>このため、センターは、研究組織の更なる改善及び企業、大学等との連携体制をより充実させるとともに、基礎研究から橋渡し研究さらに臨床応用までを包括的かつ統合的に推進していくことで、循環器病の克服に資する新たな予防・診断・治療技術の開発を進めていくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>循環器病は我が国の三大死因のうちの二つを占めるに至っており、健康寿命の延伸を大きく阻害している。</p> <p>その克服のための研究・開発とその臨床応用・情報発信は、国民の生命予後の飛躍的改善に資するものであり、優れた創薬・医療技術の国内外への展開を図るものである。</p> <p>このため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学等との連携の一層の推進を図りつつ、循環器病発症機序の解明につながる基礎的研究や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等、総合的に研究を進めていく。</p> <p>具体的には、循環器疾患の解明と医療推進に大きく貢献する成果について、年5件以上とする。</p> <p>かかる成果には、1)循環器疾患に係る重要な物質や遺伝子及びその異常などの発見、2)医療機器や再生医療における革新的基盤技術の創生数や革新的な発明件数、3)医薬品、医療機器、診断・予防法などのTR実施件数・製品化数などが含まれる。</p>
<p>2. 具体の方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 循環器病の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、循環器病の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>2. 具体の方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 循環器病の本態解明 循環器制御に関する多彩な生体内の生理活性ペプチドやタンパク質等について、新規物質の同定、生理作用や作用機序、病態生理機能の解明等に向け、生化学、分子生物学、薬理学、ペプチド化学、細胞生物学、タンパク質工学、発生工学等の手法を用いた研究を推進する。 先天性のみならず、循環器病の発症には、患者個人の遺伝子変異・遺伝子多型</p>

【循環器】

	が広く関与することから、循環器を構成する組織・細胞等の病態解析を遺伝子・ゲノムの側面からも行い、新しい診断法、治療法につながる病因遺伝子、疾患感受性遺伝子の探索のための研究を推進する。
② 循環器病の実態把握 我が国の循環器病の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による循環器病のリスク・予防要因の究明等、循環器病の実態把握に資する研究を推進する。	②循環器病の実態把握 我が国の循環器病における罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移を把握する疫学研究を推進する。
③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進 循環器病に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。 また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。 また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。	③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進 病院と研究所の連携、医工連携、及び企業・大学を含めた産学官連携体制のもとで、トランスレーショナルリサーチ、臨床応用、製品化による普及を最終的な目標として、循環器病に起因する高度な機能障害を伴った臓器・組織の機能回復を目指した最新の知見に基づく再生医療技術に関する研究開発、最先端の医療機器を活用した診断及び治療法に関する研究開発を行う。 循環器病において、その予後を最も左右する因子である高血圧・糖尿病・脂質異常症等が引き起こす心血管微小病変等の予防、さらに動脈硬化に起因する心疾患・脳血管疾患・腎疾患等の予防に資する研究、並びにこれらの循環器有病者の最適な日常生活管理の提案・QOL向上に資する研究を推進する。 また、既存の予防手法について、有効性と安全性を検証するための研究を推進する。 高度先駆的な診断・治療法の開発の基盤となる、循環器病の発症メカニズム及び循環器病の特性を解明するため、バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進する。
④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 「新成長戦略(基本方針)(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。 この趣旨を踏まえ、循環器病に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 循環器病に関する画期的な医薬品、先進的医療機器に関する研究開発を推進する。 具体的には、循環器病の診断、治療、創薬の標的となるタンパク質、ペプチド等、及び医薬品候補となるペプチド、化合物等を探査・同定するとともに、その意義や有効性を検証する。

【循環器】

<p>度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>また、循環器病の機能代替医療、再生医療、イメージング等を可能とするための基盤研究及び基盤技術の開発を行うとともに、実際の診断・治療の技術及び機器の開発に取り組む。</p> <p>これらの研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指した研究を推進し、特に、開発リスクが高い分野については、より積極的に実施する。また、臨床試験の安全性有効性の評価、臨床試験の方法などの開発に関する研究も実施する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内未承認の医薬品、医療機器について、治験等自主臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を目指す。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>循環器病に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るために、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>医療機関において広く使用される診断・治療ガイドライン等の作成に寄与するため、科学的根拠に基づいた評価指標の研究・開発を推進し、循環器医療の均てん化に必要な方法論の確立を目指す。</p> <p>高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るために、循環器医療の均てん化に資する系統だった教育・研修システムの開発、人材育成ツールの開発を推進する。</p>
<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>循環器病に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>循環器病に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p>

別紙2 中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算

別紙4 中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画

別紙3 中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画

別紙5 医療機器整備・建物整備に関する計画

中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算<案>

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>29,508</u>
長期借入金等	<u>1,453</u>
業務収入	<u>101,746</u>
その他収入	<u>3,868</u>
計	<u>136,575</u>
支出	
業務経費	<u>121,114</u>
施設整備費	<u>3,726</u>
借入金償還	<u>1,701</u>
支払利息	<u>144</u>
その他支出	<u>2,195</u>
計	<u>128,880</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 診療報酬改定は考慮していない。

(注3) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

[人件費の見積り]

期間中総額36,980百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

※ 調整中

中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>133,167</u>
経常費用	<u>133,092</u>
業務費用	132,930
給与費	52,674
材料費	45,554
委託費	6,524
設備関係費	13,257
その他	14,920
財務費用	144
その他経常費用	18
臨時損失	<u>75</u>
収益の部	<u>134,308</u>
経常収益	<u>134,233</u>
運営費交付金収益	29,174
資産見返運営費交付金戻入	139
業務収益	104,718
医業収益	97,771
研修収益	24
研究収益	6,874
その他	49
土地建物貸与収益	92
宿舎貸与収益	48
その他経常収益	61
臨時利益	<u>75</u>
純利益	1,140
目的積立金取崩額	0
総利益	1,140

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>136,575</u>
業務活動による支出	<u>121,258</u>
研究業務による支出	10,703
臨床研究業務による支出	10,097
診療業務による支出	82,847
教育研修業務による支出	8,699
情報発信業務による支出	1,799
その他の支出	7,112
投資活動による支出	<u>3,726</u>
財務活動による支出	<u>3,896</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>7,694</u>
資金収入	<u>136,575</u>
業務活動による収入	<u>131,455</u>
運営費交付金による収入	29,508
研究業務による収入	76
臨床研究業務による収入	6,733
診療業務による収入	94,914
教育研修業務による収入	24
その他の収入	201
投資活動による収入	<u>0</u>
財務活動による収入	<u>3,980</u>
長期借入による収入	1,453
その他の収入	2,527
前期よりの繰越金	<u>1,140</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

施設・設備に関する計画

国立循環器病研究センターが担うべき研究及び医療を中長期的に安定して実施できるよう、本中期計画期間中、医療機器等整備について、研究・医療の高度化及び経営面の改善を図るために必要な投資を行うものとする。

なお、本計画は、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
医療機器等整備	1,453	長期借入金等
合 計	1,453	

【精神・神経】

中期目標(案)	中期計画(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年○月○日 厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年○月○日付けを持って厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年○月○日 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 理事長 樋口 輝彦</p>
前文	前文
<p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という。)は、国際的にも稀な精神医学と神経学を総合的に実践する場として昭和61年に設置された国立精神・神経センターを前身とする。</p> <p>精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、難治性で慢性の経過をたどるものが多く、国民の生活に大きな影響を与えており、社会全体の支持を得て、積極的かつ総合的・重層的にその対応を進めていく必要がある。したがって、研究所と病院が緊密に連携して、センターに与えられた役割を果たし、その成果を社会に示していく必要がある。</p> <p>また、我が国が抱えている医療政策及び自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外の機関と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策等と一体となって、国際レベルの研究競争に伍しつつ、研究・開発及び人材育成・輩出に関して、成果を継続して生み出していくことが求められている。さらに、医療研究職種間の役割分担と協働に基づく事業の推進を図るなど、わが国の医療及び精神保健の水準の向上に貢献する。</p>	<p>昭和61年10月、国際的にも稀な精神医学と神経学を総合的に実践する場として設置された国立精神・神経センターは、平成22年4月、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という)となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に関する国立高度専門医療研究センターとして新たに発足した。</p> <p>その使命は、「病院と研究所が一体となり、精神・神経疾患等の克服を目指した研究開発を行い、その成果をもとに先駆的医療を提供するとともに、全国への普及をはかること」にある。精神・神経疾患等は、その克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、難治性で慢性の経過をたどるものが多く、国民の生活に大きな影響を与えており、社会全体の支持を得て、積極的かつ総合的・重層的にその対応を進めていく必要がある。したがって、研究所と病院が緊密に連携して、センターに与えられた役割を果たし、その成果を社会に示していく必要がある。</p> <p>また、我が国が抱えている医療政策及び自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外の機関と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策等と一体となって、国際レベルの研究競争に伍しつつ、研究・開発及び人材育成・輩出に関して、成果を継続して生み出していくことが求められている。さらに、医療研究職種間の役割分担と協働に基づく事業の推進を図るなど、わが国の医療及び精神保健の水準の向上に貢献する。</p>

【精神・神経】

ず、国民の健康に大きな影響を与えており、積極的かつ重層的にその対策を進めていく必要がある。

こうした中、センターは、国際的にも、精神・神経疾患等に係る医療水準を向上させるために、総合的な医療を実践するとともに、研究成果を高度先駆的医療に活かすことが求められている。

センターは、第一期中期目標期間においては、最新の知見に基づき、精神・神経疾患等に対する標準的な医療の提供を目指すとともに、研究成果を高度先駆的医療に活かすための研究基盤をより強固なものとすることとする。また、センターは、事業体として業務運営の効率化に取り組み、わが国の医療研究体制において、代替不可能な公共的財産である当センターの長期的な存続のための基盤を着実に築いていく。その事業の成果として得られた収益と業務運営の更なる効率化とが相俟って生じた剩余については、センターに課せられた使命の実現、医療の質の向上のために再投資し、第二期以降を含めた長期的な事業の安定を目指す。

こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。

第1 中期目標の期間	
センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項
(1) 臨床を指向した研究・開発の推進	精神・神経疾患等の臨床研究推進のための中核的役割を担う。そのため基礎研究はもとより、臨床研究、治験の円滑な実施を行う。また、多施設共同研究の運営管理に資する共用研究基盤を整備し、研究資源の適切な活用を実現する司令塔機能を果たす。精神・神経疾患等の対策に資する研究に取り組み、国際水準の研究競争に伍した成果を継続的に創出する。
高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。	(1) 臨床を指向した研究・開発の推進

【精神・神経】

① 研究所と病院等、センター内の連携強化	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>基礎研究の成果を臨床での実用化に継続的につなげられるよう、また、臨床で得られた知見に基づいた基礎研究を実施できるよう、研究所と病院がそれぞれの専門性を踏まえた上で連携を図る。</p> <p>具体的には、合同で行う会議等の開催、臨床研究等の共同実施、基礎研究と臨床現場を橋渡しするいわゆるトランスレーショナルリサーチの実施を支援とともに、相互の人的交流を図る。</p> <p>これにより、研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。</p>
② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携	<p>② 研究基盤の整備</p> <p>臨床試料及び臨床情報を研究に有効に活用するため、生体試料レポジトリーや含めたトランスレーショナルメディカルセンター(以下、「TMC」という。)や脳病態統合イメージングセンターの体制整備を行うことにより、バイオバンク保存検体数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p> <p>③ 産官学等との連携強化</p> <p>ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構等の大規模治験拠点との自発的・戦略的な連携を深めるため、知的財産、利益相反等に関する諸規程を指針等に基づいて整備する。また、国内外の先端施設・企業等とのトランスレーショナルリサーチ、臨床試験等を共同で実施するための体制を強化し、提携先企業・研究機関等が利用可能な連携ラボをTMC内に整備する。</p> <p>これにより、他の研究機関(大学含む)との共同研究実施数を年 10 件以上とする。</p> <p>また、治験実施症例総数(国際共同治験を含む)を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上増加させる。</p>
③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備	<p>④ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む)を企画・評価していく体制を強化とともに、研究を支援していく体制を充実させる。</p>

【精神・神経】

④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進	<p>⑤ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>特許等取得について、研究者が研究開発早期から利用できる知財コンサルテーション部門の構築を目指し、産官学等との連携、知的財産、利益相反に関する規程を指針等に基づいて整備する。「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)」に則した知的財産管理、共同研究・受託研究等の審査体制、契約行為等を行う管理機能を充実強化する。特に、知的財産の活用に関しては、医療現場での実用化を目指す。</p> <p>このため、職務発明委員会における審査件数について、年 3 件以上とし、特許出願が適切かどうかの議論を活発に行う。</p>
(2) 病院における研究・開発の推進	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センター内で実施される臨床研究及び単独又は数施設程度で行う早期臨床開発を支援する部門を整備する。また疫学・生物統計学の専門家や薬事専門家等の支援が得られる体制を構築し、承認申請を目指す臨床試験に対しても、切れ目のない支援が得られるようとする。</p> <p>各種指針に基づき臨床研究で発生した有害事象等を収集し、倫理委員会や規制当局等へ報告する体制を構築する。</p> <p>また、治験等の臨床研究の実施体制の強化のため、治験業務に携わる人材の充実をはじめとした治験等の臨床研究の支援体制の整備に努める。</p> <p>このため、臨床研究コーディネーター(CRC)を、常時 10 名以上勤務させる。</p> <p>また、治験依頼から最初の症例登録までの期間を平均 100 日以内とする。</p>
	<p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るため、倫理委員会や治験審査委員会(IRB)、利益相反委員会(COI)、モニタリング・監査等の体制を強化するとともに、主要な倫理指針等について定期的な教育の機会を設ける。</p> <p>また、センターを受診する患者への研究に関する説明を組織的かつ効率的に行う体制を確立し、研究への協力に係る患者負担の軽減を図る。特に、遺伝子解析を伴う臨床研究の実施に際して、患者が適切に遺伝カウンセリングを受けられ</p>

【精神・神経】

	るよう体制を強化する。また、患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応等を行う。
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。	大学や企業等と相互の強みを活かしながら、有機的な連携により独創的な研究・開発を展開する。具体的な計画については別紙1のとおり。
2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項
<p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、精神・神経疾患等に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p>	<p>精神・神経疾患等の研究成果を活かし、患者の生活の質の向上を目指した全人的な医療を提供する。</p> <p>特に、希少疾患及び重症・難治性の精神・神経疾患等については、多施設連携による症例、臨床情報の集約を行い、全国のモデルとなるような高度先駆的な医療を提供する。</p> <p>さらに、当該疾患は、その特性により患者の家族、介護者等の身体的、精神的、経済的な負担が少なくないことを踏まえ、患者本人のみならず、周囲の人々に配慮した支援を行う。</p>
	(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供
	<p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <p>精神・神経疾患等について、国内外での研究成果を集約し、新規治療法候補については、臨床研究等で検討する等により、高度先駆的な医療を提供する。</p>
	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>精神・神経疾患等について、最新の知見に基づき、標準的な医療を提供するための診療体制を整える。</p>
患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援</p> <p>患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努める。</p> <p>特に、セカンドオピニオン外来や遺伝カウンセリング体制の整備強化に努める</p>

【精神・神経】

	<p>とともに、院内待合における情報コーナーの設置、公開講座の開催等、日常的に情報提供が行われるよう工夫する。</p> <p>さらに、病態に応じた説明文書の提供と同意取得手続きの標準化を進める。</p> <p>このため、セカンドオピニオン外来実施件数を年間 50 件以上とする。</p>
<p>② 患者等参加型医療の推進</p>	<p>患者等参加型医療及びセルフマネジメントの推進の観点から、患者等の医療に対する理解を支援する機会の提供に努める。</p> <p>さらに、患者の視点に立った医療を提供するため、定期的な患者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行うことで患者ニーズの把握に努め、診療内容や業務の改善に活用する。</p> <p>また、患者満足度調査と評価を年1回実施する。</p>
<p>③ チーム医療の推進</p>	<p>複数の診療科が参加する合同ケースカンファレンスの開催、専門疾病センターの運用、コンサルテーション・リエゾン等を実施するとともに、日常的な交流を図ることで、治療の向上につながる診療科横断的なチーム医療を実現する。</p> <p>特に、身体合併症症例及びストレスが症状に影響を及ぼす身体疾患症例等を含む精神・神経疾患等に対しても適切な治療を提供する。</p> <p>また、電子カルテの導入を図り、臨床研究や多職種連携のために医療情報を共有する。</p> <p>このため、多職種ケースカンファレンスを年間 150 件以上実施する。</p>
<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p>	<p>危機介入・病状悪化防止等のため、入院から地域ケアまで一貫した重点的な支援を実施する。そのため疾患領域毎の地域連携リストを作成し、地域連携パスを整備することでネットワーク化を進める。</p> <p>また、入院の長期化を防ぎ、入院から地域ケアまでの一貫した治療と支援を計画・提供する。そのため各種医療連携を担当する人材を配置し、組織横断的な調整を行う。</p> <p>退院促進・在宅支援の調整に際しては、院外の医療資源との多職種連携の体制を整備する。</p>

【精神・神経】

	<p>さらに、画像等の専門的な検査について、地域の医療機関との連携を進める。このため、紹介率と逆紹介率については、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ各々 5%以上増加させる。</p>
	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理体制を充実し、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。 このため、医療安全または感染症対策研修会を年 10 回以上開催する。</p>
医療観察法対象者に対して、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を支援する質の高い医療の提供を行うこと。	<p>(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 医療観察法対象者への医療の提供 医療観察法病棟に入院している対象者に特有な病態に対応した諸検査を実施し、適切な治療計画に基づいた医療を提供する。対象者の家族会を継続的に実施する。 また、対象者の身体合併症に対しては、他の医療機関との連携及び総合診療機能によるモデル医療を提供する。退院後に地域生活への安全で円滑な移行を支援する。 このため、多職種協働ケアプログラムアプローチ(CPA)を年 100 件以上実施する。</p>
重症心身障害児(者)に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行うこと。	<p>② 重症心身障害児(者)への医療の提供 重症心身障害児のために総合的な機能評価を実施し、その評価結果に基づいた各機能障害に対する専門的治療を実施する。他施設からの診断・評価・治療の受け入れを実施する。 また、在宅支援のために、在宅の重症心身障害児(者)に対しても、家族のレスパイも兼ねて短期入院による総合的な機能評価を行う。 さらに、療育・余暇活動などを通じて、患者 QOL 向上を目指す。地域の社会資源の活用・連携を推進する。</p>
3. 人材育成に関する事項	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1)リーダーとして活躍できる人材の育成 精神・神経疾患等の研究・医療における専門家を養成するため、TMC 等を活</p>

【精神・神経】

対する医療及び研究、特にトランスレーショナルリサーチを推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。	<p>用し、レジデント及び流動研究員等への教育・指導内容の充実を図る。 地域の指導的役割を担う人材や臨床研究の推進者を育成し、医師、研究者以外の職種にも対応した課程を整備する。 このため、実務者・指導者研修または臨床研究基本講座を年 5 回以上開催する。</p>
	<p>(2) モデル的研修・講習の実施 精神・神経疾患等における医療の質の向上を目的として、我が国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を実施する。 このため、センター外の医療従事者等に対する研修を年間 20 回以上実施する。 また、同受講者数を年間 1,000 人以上とする。</p>
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項 センター及び都道府県における中核的な医療機関等間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項 (1) ネットワーク構築の推進 センターと都道府県の中核的な保健医療機関等とのネットワークの構築を目指し、相互の交流を通じて先駆的医療や標準的医療等の普及を図る。
情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が精神・神経疾患等に関して信頼のおける情報をわかりやすく入手できるよう、国内外の精神・神経疾患等に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。	(2) 情報の収集・発信 精神・神経疾患等に関する予防・診断・治療法等について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を解りやすく入手できるよう、国民向け、患者向け、保健医療機関向け、他の関連団体向けの情報発信を行う。また科学的根拠に基づいた情報等につき、国内外の知見の収集と評価を行う。 また、医療従事者・患者向けHPアクセス数を年間 20 万件以上確保する。
5. 国への政策提言に関する事項 医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。	5. 国への政策提言に関する事項 精神・神経疾患等に関する保健医療福祉政策の企画・立案に必要な根拠を、先行研究の分析、疫学研究、臨床研究等により創出する。具体的には、標準医療・モデル医療とその均てん化手法の開発を目指した研究を実施する。 また、我が国が抱えている精神・神経疾患等に関する医療政策及び自殺対策

【精神・神経】

	等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外での研究成果及び我が国の実態調査結果等を踏まえ、専門的な政策提言を行う。
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応	(1)公衆衛生上の重大な危害への対応
公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。	大規模災害やパンデミック等、公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国等の要請に対して迅速かつ適切な対応を行う。
(2)国際貢献	(2)国際貢献
我が国における精神・神経疾患等に対する中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。	精神・神経疾患等の医療における我が国の代表的機関として、積極的な国際貢献を行う。産官学の各領域で行われる研究開発の国際連携の場に積極的に参加し、あるいは企画・主導するとともに、諸外国から研究者等を受け入れる。 具体的には、海外からの研修生及び研究者を年間 10 名以上受け入れる。
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 効率的な業務運営に関する事項	1. 効率的な業務運営に関する事項
業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弹力的な組織の再編及び構築を行うこと。	(1)効率的な業務運営体制 センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。 また、両研究所のあり方を含めたセンター全体の組織については、見直しを検討する。 さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。 ① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。 ② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。
センターの効率的な運営を図るために、以下の取組を進めること。 ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系とな	(2)効率化による収支改善 医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見

【精神・神経】

<p>るよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等 収入の確保</p>	<p>直し並びに業務委託の適切な活用等及び適切な給与体系の見直し、診療収入の増加を図ることにより、収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>① 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>② 給与制度の適正化 給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間において、一般管理費率(人件費、退職給付費用等を除く。)の抑制に努める。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務に努めることで、平成21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成21年度(平成21年4月～平成22年1月)医業未収金比率〇〇% 医業未収金比率＝医業未収金／医業収益</p>
<p>2. 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等に活用すること。</p>	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1)電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。 また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p> <p>(2)財務会計システム導入による月次決算の実施</p>

【精神・神経】

ること。	企業会計制度への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	3. 法令遵守等内部統制の適切な構築
入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。	入札・契約事務の公正性や透明性の確保を含む法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行する。
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画
「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。	「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。
1. 自己収入の増加に関する事項	1. 自己収入の増加に関する事項
精神・神経疾患等に対する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。
2. 資産及び負債の管理に関する事項	2. 資産および負債の管理に関する事項
センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1)予 算 別紙2 (2)収支計画 別紙3 (3)資金計画 別紙4
	第4 短期借入金限度額
	1. 限度額 2,000百万円 2. 想定される理由 (1)運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応

【精神・神経】

	<p>(2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画
	なし
	第6 剰余金の使途
	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備に関する事項	1. 施設・設備整備に関する計画
施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。
2. 人事の最適化に関する事項	2. 人事システムの最適化
センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。	<p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>
	3. 人事に関する方針
	(1) 方針
	良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者につ

【精神・神経】

	<p>いては、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>
	<p>(2) 指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を〇〇人とするもの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 22, 622百万円</p>
3. その他の事項	4. その他の事項

【精神・神経】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>近年、精神・神経疾患等については、新しい知見の集積や生物学的技術の進歩がめざましく、同疾患領域の研究成果を安全かつ速やかに臨床現場に応用し、国民に貢献することが期待されている。一方、当該領域には、既存の生物学的手法では解決が困難な自殺予防等の課題も少なくない。</p> <p>センターは、中期目標期間において、研究成果を高度先駆的医療及び保健医療政策に活かすため、精神・神経疾患等について、領域横断的な研究を実施し、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や病態解明、予防・診断・治療の研究・開発を推進すること。特に、国民ニーズが高いにも関わらず、開発リスクが高い希少疾患や重度・難治性の精神・神経疾患等について、より積極的に実施すること。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>近年、精神・神経疾患等については、新しい知見の集積や生物学的技術の進歩がめざましく、同疾患領域の研究成果を安全かつ速やかに臨床現場に応用し、国民に貢献することが期待されている。一方、当該領域には、既存の生物学的手法では解決が困難な自殺予防等の課題も少なくない。</p> <p>センターでは、精神・神経疾患等について、領域横断的な研究を実施し、その疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や病態解明、予防・診断・治療の研究・開発を推進する。特に、国民ニーズが高いにも関わらず、開発リスクが高い希少疾患や重度・難治性の精神・神経疾患等について、より積極的に実施する。</p> <p>研究・開発に当たっては、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関等との連携の一層の推進を図る。また、精神・神経疾患等の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎研究を臨床現場に橋渡しするいわゆるトランスレーショナルリサーチ、臨床に直結した研究・診療や機能回復等に係る技術開発や社会応用研究等を総合的に進める。</p> <p>このため、英文・和文の原著論文及び総説発表総数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p>
<p>2. 具体の方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p>	<p>2. 具体の方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p>
<p>① 精神・神経疾患等の本態解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、精神・神経疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>① 精神・神経疾患等の本態解明</p> <p>精神・神経疾患等について、生物学的手法又は心理社会的手法を用いて、発症機序や病態の解明につながる研究を実施する。そのため、必要な科学技術を取り入れ、遺伝子、蛋白質などの分子レベルから細胞、組織、個体、社会に至るまでの研究をヒト又は疾患モデル動物等において実施する。</p>
<p>② 精神・神経疾患等の実態把握</p>	<p>② 精神・神経疾患等の実態把握</p>

【精神・神経】

我が国の精神・神経疾患等の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による精神・神経疾患等のリスク・予防要因の究明等、精神・神経疾患等の実態把握に資する研究を推進する。	我が国の精神・神経疾患等における罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータは、センターで行う全ての研究開発の基礎となるものである。そのため、これらを的確に把握する疫学研究等の実施を推進する。
<p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>精神・神経疾患等に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>病院と研究所、地域の積極的な連携のもとで、新規の予防、診断、治療法を開発するため、病態や予後に関わる生物学的因素あるいは心理社会的因素を探索・解明するための基礎医学・疫学・臨床研究等を発展させる。また、様々なリソースを活用し、新規技術についての有効性と安全性を検証するための研究や社会に応用するための研究を推進する。</p> <p>精神・神経疾患等の患者の社会生活機能と QOL の改善を目指した新規介入法あるいは既存の治療技術について、必要に応じて多施設共同研究等を活用して、その有効性と安全性に関する研究や社会に応用するための研究を推進する。</p> <p>病院の日常診療や臨床試験から生み出される臨床情報及び生体試料等を収集し、広く研究に活用する。加えて、精神・神経疾患等の医療の向上に寄与するよう、センターが中核的に遺伝子診断研究を実施する体制を整備する。</p>
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略(基本方針)(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、精神・神経疾患等に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>生物学的手法を用い創薬の標的となる分子や医薬品候補となる化合物等を探索・解明する研究を実施し、有効性についてモデル動物等で検討する。</p> <p>精神・神経疾患等における研究成果を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指した研究を推進する。特に、国民の健康への影響が大きい疾患、開発リスクが高い疾患、難治性精神疾患や神経難病・筋疾患等の希少疾患等について、より積極的に実施する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>このため、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)</p>

【精神・神経】

む。)の実施件数の合計数の5%以上の増加を図ること。	の実施件数の合計数の5%以上の増加を目指す。
(2) 均てん化に着目した研究	(2) 均てん化に着目した研究
<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>精神・神経疾患等に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>診断・治療ガイドライン等の作成及び改訂を行うとともに、医療機関等において広く使用されるための方法論の確立に必要な研究を推進する。</p> <p>次世代の精神・神経疾患等の保健医療福祉を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。</p>
<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>精神・神経疾患等に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>精神・神経疾患等及びその医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、普及啓発を阻害する要因を、疫学研究、臨床研究等により探索・解明し、効果的な情報提供手法の開発に関する研究を実施する。</p>

別紙2 中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算

別紙4 中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画

別紙3 中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画

別紙5 医療機器整備・建物整備に関する計画

中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算<案>

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>22,977</u>
施設整備費補助金	<u>2,170</u>
業務収入	<u>35,151</u>
その他収入	<u>11,317</u>
計	<u>71,615</u>
支出	
業務経費	<u>53,879</u>
施設整備費	<u>13,550</u>
借入金償還	<u>288</u>
支払利息	<u>207</u>
その他支出	<u>534</u>
計	<u>68,458</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 診療報酬改定は考慮していない。

(注3) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

[人件費の見積り]

期間中総額22,622百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

※ 調整中

中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>59,367</u>
経常費用	<u>59,109</u>
業務費用	58,876
給与費	31,365
材料費	6,759
委託費	3,256
設備関係費	6,280
その他	11,216
財務費用	207
その他経常費用	26
臨時損失	<u>258</u>
収益の部	<u>59,604</u>
経常収益	<u>59,573</u>
運営費交付金収益	21,969
資産見返運営費交付金戻入	1,198
業務収益	36,228
医業収益	30,499
研修収益	32
研究収益	5,630
その他	67
土地建物貸与収益	62
宿舎貸与収益	86
その他経常収益	31
臨時利益	<u>31</u>
純利益	237
目的積立金取崩額	0
総利益	<u>237</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	71,615
業務活動による支出	<u>54,086</u>
研究業務による支出	13,043
臨床研究業務による支出	7,777
診療業務による支出	26,371
教育研修業務による支出	2,415
情報発信業務による支出	1,007
その他の支出	3,472
投資活動による支出	<u>13,550</u>
財務活動による支出	<u>822</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>3,158</u>
資金収入	71,615
業務活動による収入	<u>58,306</u>
運営費交付金による収入	22,977
研究業務による収入	2,049
臨床研究業務による収入	3,554
診療業務による収入	29,516
教育研修業務による収入	32
その他の収入	178
投資活動による収入	<u>2,170</u>
施設費による収入	<u>2,170</u>
財務活動による収入	<u>805</u>
その他の収入	805
前期よりの繰越金	<u>10,334</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

施設・設備に関する計画<案>

国立精神・神経医療研究センターが担うべき研究及び医療を中長期的に安定して実施できるよう、センターの機能の維持・向上の他、費用対効果や財務状況を総合的に勘案して計画的な整備を行うこととし、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うもものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
施設設備整備 (内訳) 小型動物棟新築整備工事及び 研究所本館老朽配管 TMC関係建物改修整備	2,170	施設整備費補助金
合 計	2,170	

【国際医療】

中期目標(案)	中期計画(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年〇月〇日 厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けを持って厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立国際医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立国際医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日 独立行政法人国立国際医療研究センター 理事長 桐野 高明</p>
前文	<p>前文</p> <p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成5年に我が国における保健医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、以来、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を</p> <p>独立行政法人国立国際医療研究センター(以下「センター」、という。)は、平成5年に我が国における保健医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、平成20年に国立精神・神経センター国府台病院を統合し、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)及び国際保健医療協力を対象とし、その総合診療機能等を有効に活用することとした。</p> <p>センターは、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、感染症その他の疾患及び国際保健医療協力を重点分野としつつ、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制のもと、チーム医療を前提とした、質の高い全人的な高度専門・総合医療の実践とその均てん化、及び疾病的克服を目指す臨床開発研究を実施する。</p> <p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>

【国際医療】

必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)及び国際保健医療協力を対象に中心的な役割を果たしてきた。 また、平成20年には国立精神・神経センター国府台病院を統合し、その総合診療機能等を有効に活用することとした。 センターには、これら設立の経緯を踏まえ、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全般的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。	
第1 中期目標の期間	
センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項 センターは、感染症その他の疾患並びに国際保健医療協力を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力局、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の推進を図る。また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めしていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進する。
(1) 臨床を指向した研究・開発の推進	(1) 臨床を指向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このた

【国際医療】

<p>め、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>研究所等と病院が、それぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設ける事により相互の連携を図る。また、基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備する。</p> <p>これにより、研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を毎年 10 件以上実施する。</p>
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>② 産官学等との連携強化</p> <p>「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療クラスター」を形成する。企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の場を設ける。</p> <p>これにより、開発初期の臨床研究の外部機関等との共同研究数を毎年 10 件以上とする。</p>
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>センターの使命を果すための研究(研究開発費を含む)を企画し、評価していく体制の強化を図る。</p>
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>センターにおける基礎研究成果を着実に知的財産につなげるための体制を強化し、知的財産を適切に管理する。</p> <p>このため、センター職員に対し、知的財産に関する説明会を毎年 1 回開催する。</p>
<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者 QOL の向上につながる臨床研究(治験を含む)を推進する。そのため、センターで実施される</p>

【国際医療】

	<p>臨床研究の支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。</p> <p>このため、治験申請から症例登録(First patient in)までを平均 60 日以内とする。</p>
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	② 倫理性・透明性の確保 高い倫理性・透明性が確保されるよう、臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	
これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。	これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。
具体的な記述は別紙1のとおり。	
2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項
我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。	基本的に病気とは複雑な疾病的複合体であるので、その治療に際しては、高度な専門性と同時に、「こころ」も含め様々な側面から患者を診るために総合診療能力、救急医療を含む診療体制、並びに質の高い人材の育成及び確保が要求される。
また、高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対し、臓器別、疾病別のみならず、患者全体を見る全人的な医療を前提に、総合医療を基盤とした感染症その他の疾患に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。	センターは、既に培われた世界的に見ても質の高い医療水準をさらに向上させ、総合医療を基盤とした各診療科の高度先駆的な医療を提供する。
	特に、センターのミッションである感染症その他の疾患のための質の高い医療の提供を行うことにより、医療の標準化を図り、他施設にモデルとなる科学的根拠を集積し、我が国の医療の標準化・均てん化を推進する。
(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	
① 高度先駆的な医療の提供 高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対応するため、臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢者までの患者を対象とした心身を含めた総合医療を基盤に、最新の知見を活用することで、個々の病態に	

【国際医療】

	<p>即した高度先駆的な医療の提供を行う。</p> <p>また、HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間 120 例以上提供する。</p>
	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p>
	<p>感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的治療の実践に取り組む。</p> <p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援</p> <p>患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう、患者・家族に必要な説明を行い、かつ、情報公開に積極的に取り組むことで、情報の共有化に努めるとともに、患者のプライバシー保護に努める。</p> <p>このため、患者に対する相談支援を行うための窓口を設置する。</p> <p>また、専門的立場から幅広く患者・家族を支援するため、セカンドオピニオンを年間 150 件以上実施する。</p>
	<p>② 患者等参加型医療の推進</p> <p>患者の視点に立った医療の提供を行うため、毎年1回患者満足度調査を実施するとともにその評価を行い、その結果を業務の改善に活用すること、及びご意見箱を活用し、患者から生の声をくみ上げることにより、患者サービスの改善について積極的な推進を図る。</p> <p>また、ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療に対する理解の向上に努める。</p>
	<p>③ チーム医療の推進</p> <p>センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。</p>
	<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関(かかりつけ</p>

【国際医療】

	<p>医)への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。</p> <p>また、地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図る。</p>
	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <p>センターの医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。</p> <p>また、院内感染対策のため、院内サーベランスの充実等に積極的に取り組む。</p> <p>専門の医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化する。</p> <p>このため、医療安全研修会・感染症対策研修会を年3回以上開催する。</p> <p>また、医療安全に関するマニュアルを年1回改訂する。</p>
地域のニーズに即した質の高い救急医療を提供すること。	(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供
特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実に行うこと。	<p>① 救急医療の提供</p> <p>3次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。</p> <p>特に、国府台地区において、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。</p>
3. 人材育成に関する事項	<p>② 国際化に伴い必要となる医療の提供</p> <p>渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図る。</p>
人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1)リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。</p> <p>また、世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。</p> <p>(2)モデル的研修・講習の実施</p>

【国際医療】

	<p>感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画・実施する。</p> <p>また、センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催する。</p>
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のにおける情報をわかりやすく入手できるよう、国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p> <p>また、HPアクセス数を、年間 1,000 万PV以上とする。</p>
5. 国への政策提言に関する事項	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>（2）国際貢献</p> <p>我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関</p>

【国際医療】

<p>する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</p>	<p>図るため、中期目標の期間中、5年間に 400 人以上の専門家を派遣し技術協力を を行う。</p> <p>また、開発途上国からの研修生を5年間に延べ 800 人以上受入れる。</p> <p>緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構(JICA)等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施する。</p> <p>広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施する。</p> <p>また、国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。</p>
<p>(3) HIV・エイズ</p> <p>HIV 裁判の和解に基づき國の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 89 号)に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。</p>	<p>(3) HIV・エイズ</p> <p>HIV 裁判の和解に基づき國の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。</p> <p>特に、診療に関しては、HIV・エイズ患者を1日平均入院 15 名、外来 50 名受け入れるとともに、診療に関する相談及び支援を年 2,000 件以上実施する。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成 18 年厚生労働省告示第 89 号)」に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図る。</p>
<p>(4) 看護に関する教育及び研究</p> <p>国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行うこと。</p>	<p>(4) 看護に関する教育及び研究</p> <p>国立看護大学校においては、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を毎年開催する。</p> <p>また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努める。</p> <p>さらに、看護研究活動を推進する。</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p>

【国際医療】

<p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p>	<p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>
<p>センターの効率的な運営を図るために、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等 収入の確保</p>	<p>(2) 効率化による収支改善</p> <p>医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務委託の適切な活用等及び適切な給与体系の見直し、診療収入の増加を図ることにより、収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>① 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p> <p>② 給与制度の適正化 給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p> <p>③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間において、一般管理費率(人件費、退職給付費用等を除く。)の抑制に努める。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案</p>

【国際医療】

	<p>内等の督促業務に努めることで、平成21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。</p> <p>また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>※ 平成21年度(平成21年4月～平成22年1月)医業未収金比率〇〇% 医業未収金比率＝医業未収金／医業収益</p>
2. 電子化の推進	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1)電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p>
推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	<p>(2)財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計制度への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>
第4 財務内容の改善に関する事項	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p>
1. 自己収入の増加に関する事項	<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p>
	<p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p>

【国際医療】

<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>2. 資産および負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)予 算 別紙2 (2)収支計画 別紙3 (3)資金計画 別紙4
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 (1)運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2)業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>
	<p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>なし</p>
	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p>
<p>2. 人事の最適化に関する事項</p> <p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させる</p>

【国際医療】

めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。

また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。

とともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。

非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。

女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

3. 人事に関する方針

(1) 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。

また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。

(2) 指標

センターの平成 22 年度期首における職員数を〇, 〇〇〇人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。

特に、技能職については、外部委託の推進に努める。

(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み

57, 179百万円

【国際医療】

3. その他の事項	4. その他の事項
<p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるよう努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるよう努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>

【国際医療】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>近年におけるグローバリゼーションの著しい進展に伴い、世界規模での新興・再興感染症の蔓延やアウトブレイクが危惧されるほか、健康指標の地域間格差の拡大と貧困が深刻化する一方、途上国が近代化を進める中でライフスタイルの変化に伴う糖尿病等生活習慣病の激増も大きな問題となってきている。</p> <p>このため、センターは、エビデンスを着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力局、研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療機関、研究機関との共同研究の一層の推進を図ること。</p> <p>また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進や、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進すること。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>センターは、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力局、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の一層の推進を図る。</p> <p>また、エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進していくことで、科学的根拠を着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。</p> <p>このため、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で 10%以上の増加を図ることとする。</p>
<p>2. 具体の方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 感染症その他の疾患の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、感染症その他の疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>2. 具体の方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 疾患の本態解明 感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる以下の研究を実施する。 • HIV の新規感染者の薬剤耐性に関する研究等、病態及び免疫に関する研</p>

【国際医療】

	<p>究</p> <ul style="list-style-type: none">・新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究・糖尿病について、発症機序並びに関連遺伝子と生体指標に関する研究・ウイルスを原因とする慢性肝疾患について、病態の進展に関わるウイルス側因子とホスト側因子の解明等の研究・免疫に関する疾患の病因解明の基盤となる研究
<p>② 感染症その他の疾患の実態把握</p> <p>我が国の感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による感染症その他の疾患のリスク・予防要因の究明等、感染症その他の疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 疾患の実態把握</p> <p>疫学研究により、罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータを分析し、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施する。</p>
<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する以下の研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・HIV・エイズについて、効果的な患者教育や国民に対する予防啓発等に関する研究や、新たな治療法の開発に資する臨床研究・高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究・糖尿病について、患者個々人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究・肝疾患について、診断法及び治療法の確立を目指す研究・免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究 <p>また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。</p>
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指し、以下の研究を実施する。</p>

【国際医療】

<p>この趣旨を踏まえ、感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 10%以上の増加を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • HIV・エイズについて、国内未承認の医薬品、医療機器に関する臨床研究 • 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断検査薬や治療薬等に関する研究 • 糖尿病の医薬品開発に資する研究・肝疾患の診断法及び治療法の確立を目指す研究(再掲) <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより、平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 10%以上の増加を目指す。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に関する以下的研究を実施することで、医療の均てん化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • HIV・エイズについて、包括ケア及び長期療養に必要なプロトコールの作成 • 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかるガイドラインの作成 • 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究 <p>次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。</p>
<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p>

【国際医療】

(3)国際保健医療協力	(3)国際保健医療協力に関する研究
国際保健医療協力を推進するため、関係機関と連携し、以下の研究を推進する。	開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、開発途上国における感染症制御に必要なシステム、妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施する。
① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究 世界的な健康格差の是正に向け、国際保健医療協力を効果的に行うために必要な研究を推進する。	
② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究 国内外の関係機関等との情報共有及び共同事業の実施等諸協力を推進するため、国際保健分野のネットワーク強化に必要な研究を実施する。	

別紙2 中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算

別紙3 中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画

別紙4 中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画

別紙5 医療機器整備・建物整備に関する計画

【国際医療】

中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算<案>

(単位：百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	<u>42,275</u>
施設整備費補助金	<u>1,666</u>
長期借入金等	<u>6,524</u>
業務収入	<u>118,421</u>
その他収入	<u>15,095</u>
計	<u>183,981</u>
支出	
業務経費	<u>146,024</u>
施設整備費	<u>20,151</u>
借入金償還	<u>4,193</u>
支払利息	<u>1,793</u>
その他支出	<u>4,970</u>
計	<u>177,132</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 診療報酬改定は考慮していない。

(注3) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

[人件費の見積り]

期間中総額57,179百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

※ 調整中

中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>165,907</u>
経常費用	<u>164,296</u>
業務費用	162,280
給与費	76,733
材料費	34,578
委託費	14,076
設備関係費	17,876
その他	19,017
財務費用	1,793
その他経常費用	222
臨時損失	<u>1,611</u>
収益の部	<u>164,545</u>
経常収益	<u>164,501</u>
運営費交付金収益	42,275
業務収益	121,741
医業収益	115,423
研修収益	41
研究収益	4,974
教育収益	1,302
土地建物貸与収益	200
宿舎貸与収益	261
その他経常収益	24
臨時利益	<u>44</u>
純利益	△1,362
目的積立金取崩額	0
総利益	△1,362

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>183,981</u>
業務活動による支出	<u>147,818</u>
研究業務による支出	7,907
臨床研究業務による支出	10,885
診療業務による支出	100,130
教育研修業務による支出	8,927
情報発信業務による支出	998
国際協力業務による支出	3,581
国立看護大学校業務による支出	4,821
その他の支出	10,569
投資活動による支出	<u>20,151</u>
財務活動による支出	<u>9,163</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>6,849</u>
資金収入	<u>183,981</u>
業務活動による収入	<u>161,181</u>
運営費交付金による収入	42,275
研究業務による収入	1,113
臨床研究業務による収入	2,907
診療業務による収入	113,058
教育研修業務による収入	41
国立看護大学校業務による収入	1,302
その他の収入	485
投資活動による収入	<u>1,666</u>
施設費による収入	<u>1,666</u>
財務活動による収入	<u>9,508</u>
長期借入による収入	6,524
その他の収入	2,983
前期よりの繰越金	11,626

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

施設・設備に関する計画<案>

国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患及び国際保健医療協力を重点分野としつつ、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制のもと、チーム医療を前提とした、質の高い全人的な高度専門・総合医療の実践とその均てん化、及び疾病の克服を目指す臨床開発研究を実施するために、医療面の高度化や経営面の改善及び患者の療養改善が図れるよう、必要な整備のための投資を行うものとする。

また、自己財源である診療収入は、医療環境の変化や経営状況等により変動することから確定した計画ではないものである。

なお、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・整備の改修が追加されることもある。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
施設設備整備	7,479	長期借入金等、施設整備補助金
(内訳) 外来棟改修整備（戸山）		
放射線治療棟改修工事（戸山）		
外来管理棟整備（国府台）		
医療機器整備	70	長期借入金等
合 計	7,549	

【成育医療】

中期目標(案)	中期計画(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p>平成22年〇月〇日 厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 29 条第 1 項の規定に基づき平成 22 年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立成育医療研究センターの中期目標を達成するため、同法第 30 条の定めるところにより、つぎのとおり独立行政法人国立成育医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日 独立行政法人国立成育医療研究センター 理事長 加藤 達夫</p>
前文	<p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は、受精、妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進する目的で平成14年に設立された国立成育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成やこの領域に関する情報の集積・発信及び政策提言の役割も担っている。</p> <p>こうした役割を果たすため、センターは、病院と研究所が一体となり、疾病に悩む家族に対し、安全性と有効性を充分に検証しつつ高度先駆的医療の開発及び提供を行う。同時に小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般について、チーム医療、包括的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していく。</p> <p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>

【成育医療】

<p>情報の収集及び発信並びに政策提言の役割も担っている。</p> <p>こうした役割を果たすため、センターは、病院と研究所が一体となり、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を充分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、継続的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。</p>	
<p>第1 中期目標の期間</p>	
<p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
<p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>センターは、臨床研究の企画、立案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。</p>
<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>	<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>
<p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p>	
<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。</p> <p>これにより、研究所と病院が連携する会議等を10回／年以上開催し、病院・研究所による共同研究を、年10件以上実施する。</p>
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内)</p>	<p>② 産官学等との連携強化</p>

【成育医療】

<p>閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。</p> <p>これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。</p>
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>戦略的に研究・開発(研究開発費を含む)を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努め、成育医療研究開発費による研究課題の企画・評価を、年1回以上実施する。</p>
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直す等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元に努める。</p> <p>このため、センターとして職務発明委員会における審査件数を年 10 件以上とする。</p>
<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センターにおいて、治療成績及び患者の QOL の向上につながる臨床研究及び治験等を推進するための体制の整備に努める。</p>
<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>	<p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。</p> <p>この推進に当たり、倫理委員会及び IRB における審査した研究に関する情報を年 12 回以上更新する。</p> <p>また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上とともに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。</p>
	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>

【成育医療】

<p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p>	<p>成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。 具体的には別紙1に記述する。</p>
<p>2. 医療の提供に関する事項</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p>
<p>我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。 また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p>	<p>成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代をはぐくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。 センターは、高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均一化を推進する。 また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。</p>
<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>	
<p>① 高度先駆的な医療の提供 成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。</p>	
<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 成育疾患について、最近の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。</p>	
<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p>	
<p>① 患者等参加型医療の推進 良質かつ安全な医療を提供できるよう、患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化に努める。患者・家族の医療に対する理解の向上の為に、相談支援窓口等の設置に努める。</p>	
<p>また、患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努める。</p>	
<p>このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成 21</p>	

【成育医療】

	<p>年度に比べ 5%以上増加させる。 さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を年に1回以上実施し、その結果をもって業務の改善に努める。</p>
	<p>② チーム医療の推進 成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組む。</p>
	<p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。 また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。 このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上増加させる。</p>
	<p>④ 医療安全管理体制の充実 センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、年 12 回医療安全管理委員会を開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。</p>
子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。	(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供 <p>① 子どもの心の診療 子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。</p>
周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。	<p>② 周産期・小児医療における中核的な役割 周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を</p>

【成育医療】

	<p>適切に提供する体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。</p> <p>小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たす。</p>
3. 人材育成に関する事項	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1)リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>成育医療に対する研究・医療の専門家(看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。)の育成を積極的に行う。</p> <p>センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。</p> <p>また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。</p> <p>(2)モデル的研修・講習の実施</p> <p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。</p> <p>このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催する。</p>
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1)ネットワーク構築の推進</p> <p>成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2)情報の収集・発信</p> <p>成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のにおける情報を解りやすく入手できるよう、国内外の成育医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p> <p>成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のにおける情報を解りやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築とともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。</p>

【成育医療】

<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基き、かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、長寿医療分野において事業に取り組む中で明らかとなつた課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1)公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1)公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。</p>
<p>(2)国際貢献</p> <p>我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>(2)国際貢献</p> <p>研究成果の諸外国への発表や、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1)効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p> <p>(2)効率化による収支改善</p>
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p>	

【成育医療】

<p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化 ③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等 収入の確保</p>	<p>医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務委託の適切な活用等及び適切な給与体系の見直し、診療収入の増加を図ることにより、收支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>
	<p>① 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p>
	<p>② 給与制度の適正化 給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>
	<p>③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間において、一般管理費率(人件費、退職給付費用等を除く。)の抑制に努める。</p>
	<p>④ 省エネルギー化やCO2排出削減への取組み 恒常的な省エネルギーに対応するとともに環境への配慮からCO2の排出削減に取り組むことにより、エネルギーの使用効率を高める。</p>
	<p>⑤ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p>
<p>2. 電子化の推進 業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を推進し、情報を経営分析等</p>	<p>⑥ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務に努めることで、平成21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成21年度(平成21年4月～平成22年1月)医業未収金比率〇〇% 医業未収金比率=医業未収金／医業収益(医業収益に対する医業未収金の割合)</p>

【成育医療】

に活用すること。	業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。
推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	(2)財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計制度への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	3. 法令遵守等内部統制の適切な構築
入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。	入札・契約事務の公正性や透明性の確保を含む法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行する。
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画
「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。	「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。
1. 自己収入の増加に関する事項	1. 自己収入の増加に関する事項
成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。
2. 資産及び負債の管理に関する事項	2. 資産および負債の管理に関する事項
センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1)予 算 別紙2 (2)収支計画 別紙3 (3)資金計画 別紙4
	第4 短期借入金の限度額

【成育医療】

	<p>1. 限度額 2,100百万円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>(1)運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>(2)業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>(3)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画
	なし
	第6 剰余金の使途
	決算において剩余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備に関する事項	<p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p>
施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	
2. 人事の最適化に関する事項	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を生かした人材交流の促進等、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>
センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。	

【成育医療】

	<p>3. 人事に関する方針</p> <p>(1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応とともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を○, ○○○人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 31, 568百万円</p>
3. その他の事項	<p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるよう努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>

【成育医療】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 <p>少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。</p> <p>こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの(以下「成育疾患」という。)に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。</p> <p>このため、センターは、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 <p>急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。</p> <p>そこで、受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患、すなわち、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、基礎研究・疫学研究・臨床研究を連携させ総合的な研究・開発を推進する。</p> <p>このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加させる。</p>
2. 具体の方針 <p>(1) 疾病に着目した研究</p>	2. 具体の方針 <p>(1) 疾病に着目した研究</p>
① 成育疾患の本態解明 <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	① 疾患の本態解明 <p>成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、さらに発症メカニズム解明に関する研究を推進する。</p>
② 成育疾患の実態把握 <p>我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を</p>	② 成育疾患の実態把握 <p>我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。</p>

【成育医療】

推進する。	
<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。</p> <p>成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。</p> <p>成育疾患に対する既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。</p> <p>小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。</p> <p>また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。</p>
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略(基本方針)(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成 21 年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図ること。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。</p> <p>成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>このため、中期目標の期間中に平成 21 年度に比し、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の 5%以上の増加を図る。</p>
(2) 均てん化に着目した研究	(2) 均てん化に着目した研究
<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与</p>	<p>① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用される</p>

【成育医療】

する研究を推進する。 成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。	ための方法論の確立等に必要な研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請を目指す。 次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。
② 情報発信手法の開発 成育医療に関する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。	② 情報発信手法の開発 成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。

別紙2 中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算

別紙3 中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画

別紙4 中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画

別紙5 医療機器整備・建物整備に関する計画

中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算<案>

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>25,041</u>
長期借入金等	<u>170</u>
業務収入	<u>68,814</u>
その他収入	<u>4,899</u>
計	<u>98,925</u>
支出	
業務経費	<u>83,729</u>
施設整備費	<u>5,649</u>
借入金償還	<u>3,366</u>
支払利息	<u>707</u>
その他支出	<u>2,835</u>
計	<u>96,286</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 診療報酬改定は考慮していない。

(注3) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

[人件費の見積り]

期間中総額31,568百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

※ 調整中

中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>95,710</u>
経常費用	<u>95,671</u>
業務費用	94,951
給与費	43,367
材料費	17,153
委託費	9,433
設備関係費	12,817
その他	12,182
財務費用	707
その他経常費用	13
臨時損失	<u>39</u>
収益の部	<u>96,275</u>
経常収益	<u>96,236</u>
運営費交付金収益	24,547
資産見返運営費交付金戻入	223
業務収益	70,886
医業収益	66,068
研修収益	40
研究収益	4,490
その他	287
土地建物貸与収益	114
宿舎貸与収益	441
その他経常収益	24
臨時利益	<u>39</u>
純利益	565
目的積立金取崩額	0
総利益	<u>565</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>98,925</u>
業務活動による支出	<u>84,436</u>
研究業務による支出	6,254
臨床研究業務による支出	8,936
診療業務による支出	56,359
教育研修業務による支出	7,120
情報発信業務による支出	1,089
その他の支出	4,679
投資活動による支出	<u>5,649</u>
財務活動による支出	<u>6,201</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>2,639</u>
資金収入	<u>98,925</u>
業務活動による収入	<u>94,435</u>
運営費交付金による収入	25,041
研究業務による収入	1,123
臨床研究業務による収入	3,368
診療業務による収入	64,072
教育研修業務による収入	40
情報発信業務による収入	211
その他の収入	580
投資活動による収入	0
財務活動による収入	<u>2,574</u>
長期借入による収入	170
その他の収入	2,404
前期よりの繰越金	<u>1,916</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

施設・設備に関する計画<案>

国立成育医療研究センターが担うべき研究及び医療を中長期的に安定して実施できるよう、本中期計画期間中、医療機器等及び施設設備整備について、研究・医療の高度化、経営面の改善及び患者の療養環境の改善を図るために必要な投資を行うものとする。

なお、本計画は、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
医療機器等整備	170	長期借入金等
合 計	170	

【長寿医療】

中期目標(案)	中期計画(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">平成22年○月○日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年○月○日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立長寿医療研究センターの中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、つぎのとおり独立行政法人国立長寿医療研究センター中期計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">平成22年○月○日</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人国立長寿医療研究センター 理事長 大島 伸一</p>
前文	<p>前文</p> <p>我が国においては、急速な少子高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術等の高度化等により医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国民の医療に対するニーズも変化しており、このような変化に対応した国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。</p> <p>こうした中、国が医療政策を効果的、効率的に推進するため、国立高度専門医療研究センターには、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や高度先駆的医療の開発及びその普及等、我が国の研究、医療水準を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。</p> <p>このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の関係機関と連携し、資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関し、国際水準の成果を継続して生み出し、世界をリードしていくことが期待される。</p> <p>独立行政法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成16年に老化メカニズム及び老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究並びに高齢者に特有な疾病に関する包括的な医療、看護、リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。</p> <p>急速に進展する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者</p> <p>独立行政法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成16年に老化メカニズム及び老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究並びに高齢者に特有な疾病に関する包括的な医療、看護、リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。</p> <p>我が国における、世界に例を見ない急速な少子高齢化を踏まえ、国立長寿医療センターはこれまで、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾患であつて、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下、「加齢に伴う疾患」という。)に関し、診断・治療、調査・研究、技術者の研修を行うとともに、加齢に伴って生ずる心身の変化に關し調査・研究を行ってきた。</p> <p>一方で、急速に進行する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに、老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠であり、センターは、健康長寿社会を実現するための医療上の諸課題を着実に解決するため、老人保健及び福祉とも連携し、その中核的役割を果たしていく必要がある。</p> <p>このため、センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究、技術の開発や、これらに密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うとともに、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを使命として、国内外の研究機関・医療機関等と連携し、長寿医療に関する国際水準の成果を継続して生み出</p>

【長寿医療】

<p>に対する医療の充実とともに老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠である。</p> <p>また、「新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)」(以下、「新成長戦略」という。)においては、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、すべての高齢者が家族と社会のつながりの中で生涯に渡り生活を楽しむことのできる社会の構築を目指すこととされている。</p> <p>センターは、老人保健及び福祉とも連携し、積極的な情報収集及び成果等の世界への情報発信、長寿医療の普及に向けた人材育成のための教育及び研修並びに得られた成果に基づく積極的な政策提言を行っていくことで健康長寿社会の実現にその役割を果たすことが求められている。</p>	<p>していく。</p> <p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>センターの中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>	
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>センターが国際水準の研究を展開しつつ、我が国の治験を含む臨床研究を推進するため、以下に掲げる中核機能を強化する。</p> <p>これにより、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、その成果を継続的に生み出していく。</p>
<p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>
<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p> <p>臨床現場における課題を克服するための基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ反映させるため、研究所と病院との合同会議や共同研究の推進等により、人的交流を図るとともに、各部署の高度な専門性に基づい</p>

【長寿医療】

	<p>た連携を推進する。</p> <p>これにより、病院・研究所による共同研究を、年 20 件以上実施する。</p>
② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携	<p>② 産官学等との連携強化</p> <p>国内外の産業界、研究機関、治験実施医療機関等とも、共同研究・受託研究の推進等により、各組織の高度な専門性に基づいた連携を図るため、「医療クラスター」の形成等、研究の基盤となる体制を整備する。</p> <p>これにより、企業との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20% 増加させる。</p> <p>また、治験実施数(国際共同治験を含む)を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10% 増加させる。</p>
③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>倫理委員会、共同研究・受託研究審査委員会、長寿医療研究開発費評価委員会等の活用により、研究・開発についての企画・評価体制を整備する。</p>
④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>研究・開発の成果を確実に知的財産に結びつけるため、研究開発成果の流出に対する防止策の構築等により、効果的な知的財産の管理を強化するとともに、産業界との連携等により、知的財産の活用を推進する。</p> <p>このため、職務発明委員会を隨時開催するとともに、同委員会において、年15 件以上の審査を行う。</p>
(2) 病院における研究・開発の推進	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p>
治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。	<p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>治験等の臨床研究の実施体制の強化のため、治験業務に携わる人材の充実をはじめとした、治験等の臨床研究の支援体制の整備に努める。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>倫理委員会等の機能強化のため、臨床研究により発生しうる有害事象等安全性に関わる課題に関し、医療安全委員会等との情報共有等による連携を推進する。</p> <p>倫理性・透明性確保のため、臨床研究等に携わる職員に対する教育の実施等</p>

【長寿医療】

	<p>により、職員の意識向上のための機会を確保する。</p> <p>また、臨床研究に参加する患者・家族に対する説明書・同意書の内容について、倫理委員会等において重点的な審査を行い、臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示につなげる。</p> <p>これらの取り組み等を通じ、治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努める。</p>
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進
これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。	これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。 具体的な方針については別紙1のとおり。
2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項
我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、「高齢社会対策大綱(平成13年12月28日閣議決定)」に定める「国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」の構築を目指し、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。 また、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。	高齢者に特有な疾患に関する高度先駆的医療技術を提供とともに、高齢者に対する有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化を行う。 (1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 センターの研究成果や、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集め、高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療を提供する。 ② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 研究所と病院の連携による臨床研究の成果を踏まえ、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行う。 具体的には、既に有効性が示されている既存の医療技術についても、高齢者に安全な低侵襲手技による手術、高齢者に最適な薬物療法等、高齢者に対する有効性や安全性の向上を目指した長寿医療の標準化を目指す。
患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域	(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供 ① 患者の自己決定への支援 患者・家族に対する説明に当たっては、標準的な医療はもとより、高度先駆的

【長寿医療】

ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。	な医療技術であっても平易な説明に努めることにより情報の共有化に努め、高齢者である患者自身やその家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援する。 また、セカンドオピニオン外来を設置し、患者・家族の相談に対応する。
② 患者等参加型医療の推進	患者等参加型医療及びセルフマネジメントの推進の観点から、ホームページによる患者向け情報の発信や、リーフレットの配布等により、患者の医療に対する理解を支援する機会を提供する。 また、定期的な患者満足度調査の実施、日常的な患者・家族からの意見収集等をもとに、診療等業務の改善を行い、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供に努める。 さらに、患者の意見を運営に反映させるための患者満足度調査を、年1回以上実施する。
③ チーム医療の推進	医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行う。 このため、多職種から構成される院内診療チームの合同カンファレンス、合同回診等を、週1回以上開催する。
④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供	医療の提供に必要なネットワークの構築に努め、急性期の受入れから、回復期、維持期、再発防止まで一貫した包括的なプログラムに基づく医療を提供するとともに、患者に対し切れ目なく適切な医療を提供できるよう、紹介先医療機関等の確保に努め、入院から地域ケアまで見通した医療の提供を行う。
⑤ 医療安全管理体制の充実	医療事故報告の有無に関わらず、医療安全管理部門が定期的に病院内の安全管理体制を検証し、その改善のための対策を立案し、各部門に対して助言を行う等、医療安全管理を統括、監督する体制を充実する。

【長寿医療】

	<p>また、医療安全管理部門の担当者は、関係法令、各種指針等にのっとって、病院各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、日常的な医療安全の管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。</p>
認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連携を推進すること。	<p>(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 認知症に関する医療及び包括的支援の提供</p> <p>認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するため、医療と介護等の連携を推進するとともに、センターにおいて、地域の医療施設、介護施設、自治体関係者等と連携し、認知症に対するモデル的な医療を提供する。</p> <p>このため、医療者、介護者、家族等を交えたカンファレンスの開催件数を、中期目標の期間中、平成21年度に比べ10%増加する。</p>
高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供すること。	<p>② モデル的な在宅医療支援の提供</p> <p>患者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、全国を代表する在宅医療関係者等との連携等により、モデル的な在宅医療を推進する。</p> <p>また、センターにおいて、在宅医療支援病棟を中心に、モデル的な在宅医療支援を提供する。</p> <p>このため、在宅医療支援病棟の新入院患者数を、中期目標の期間中、平成21年度に比べ20%増加させる。</p>
患者に対するインフォームドコンセント等におけるモデル的な終末期医療の提供を行うこと。	<p>③ モデル的な終末期医療の提供</p> <p>終末期医療についての国民のコンセンサスの形成に資するよう、センターにおいて、モデル的な終末期医療のあり方について検討し、提供する。</p>
3. 人材育成に関する事項	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1)リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>レジデント等の若手医療従事者、流動研究員等の若手研究者に対する教育・指導体制の充実により、長寿医療分野において将来専門家として活躍する人材の育成を推進する。</p> <p>また、センター職員に対する長寿医療分野に関する教育機会を確保する。さらに、老年医療に関する医学生向けセミナー等を、年1回以上開催する。</p>

【長寿医療】

	(2) モデル的研修・講習の実施 長寿医療の均てん化の推進を目的として、長寿医療に携わる医療従事者を対象としたモデル研修・講習を実施することとし、特に認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するために、全国各地で認知症患者の地域支援の調整等に携わる医師を対象とした研修等により、医療と介護等の連携を推進する。 これにより、医療従事者のニーズを踏まえた、医療従事者向け研修会を、年1回以上開催するとともに、修了者数を年20名以上とする。
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項 (1) ネットワーク構築の推進 長寿医療に携わる医療従事者を対象としたモデル研修・講習等を通じ、全国の中核的な医療機関等との連携を推進する。 また、認知症サポート医養成研修会を、年5回以上開催するとともに、修了者数を年300名以上とする。
センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。	(2) 情報の収集・発信 医療従事者や患者・家族が長寿医療に関して信頼のにおける情報をわかりやすく入手できるよう、国内外の長寿医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。
情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が長寿医療に関して信頼のにおける情報をわかりやすく入手できるよう、国内外の長寿医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。	(2) 情報の収集・発信 医療従事者や患者・家族が長寿医療に関して信頼のにおける情報を解りやすく入手できるよう、センターが国内外から収集、整理及び評価した長寿医療に関する最新の知見や、センターが開発する高度先駆的医療や標準的医療等に関する情報について、インターネットの活用等により国民向け・医療機関向けの広報を行う。
5. 国への政策提言に関する事項	5. 国への政策提言に関する事項 我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、長寿医療分野において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。 また、専門的提言の実施に必要な知見を蓄積するため、科学的根拠に基づいた検討の基盤となる社会医学研究等の推進を図る。

【長寿医療】

<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に積極的に協力するとともに、センターの有する医療資源(施設・設備及び人材等)の提供等、協力可能な範囲で迅速かつ適切に対応する。</p>
<p>(2) 国際貢献</p> <p>我が国における長寿医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>(2) 国際貢献</p> <p>研究成果の諸外国への発表や、外国人研究者の継続的な受入れ等、長寿医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p> <p>また、長寿医療に関する国際シンポジウムを、年1回以上開催する。</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弹力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入</p> <p>特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革</p> <p>事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p> <p>(2) 効率化による収支改善</p> <p>医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務委託の適切な活用等及び適切な給与体系の見直し、診療収入の増加を図ることにより、収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>① 材料費の節減</p>
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等 収入の確保</p>	

【長寿医療】

	<p>医薬品医療材料等の購入方法の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p>
	<p>② 給与制度の適正化 給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>
	<p>③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間において、一般管理費率(人件費、退職給付費用等を除く。)の抑制に努める。</p>
	<p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p>
	<p>⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務に努めることで、平成21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成21年度(平成21年4月～平成22年1月)医業未収金比率〇〇% 医業未収金比率=医業未収金／医業収益</p>
2. 電子化の推進	<p>2. 電子化の推進</p> <p>(1)電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。 また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p>
推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	<p>(2)財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計制度への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p>
入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保を含む法令遵守(コンプライア	入札・契約事務の公正性や透明性の確保を含む法令遵守(コンプライアンス)

【長寿医療】

<p>ンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行する。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p>
<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>長寿医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項</p> <p>民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p>
<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行ない、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項</p> <p>センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。</p> <p>そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p> <p>(1)予 算 別紙2 (2)収支計画 別紙3 (3)資金計画 別紙4</p>
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 1, 400百万円 2. 想定される理由 (1)運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2)業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p>	<p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p>

【長寿医療】

	なし
	第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	1. 施設・設備整備に関する計画 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。
2. 人事の最適化に関する事項 センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。	2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を生かした人材交流の促進等、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。 3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。

【長寿医療】

	<p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p> <p>(2) 指標</p> <p>センターの平成 22 年度期首における職員数を〇, 〇〇〇人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。 特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 16, 022百万円</p>
3. その他の事項	<p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるよう努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。</p>

【長寿医療】

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)を克服するため、センターは、病院、研究所の連携を基盤しながら、国内外の医療機関、研究機関との共同研究の一層の推進を図りつつ、認知症や運動器疾患等加齢に伴う疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発までを総合的に進めていくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)を克服するため、センターの前身である国立長寿医療センターにおける研究・開発の成果を踏まえつつ、認知症や運動器疾患等加齢に伴う疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>また、これらの研究・開発を、長寿医療分野において発展させるための手段の一つとして、活発な論文発表や学会発表等を通じ、その成果を、内外の研究者や医療関係者に対してのみならず、社会全体に対し広く発信していく。</p> <p>このため、英文・和文の原著論文発表総数を、中期目標期間に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。</p> <p>また、国内・国際学会における発表(講演を含む)数を、中期目標期間に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。</p>
<p>2. 具体の方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 加齢に伴う疾患の本態解明</p> <p>科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、アルツハイマー病や骨粗鬆症等加齢に伴う疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>2. 具体の方針</p> <p>(1) 疾病に着目した研究</p> <p>① 加齢に伴う疾患等の本態解明</p> <p>認知症を来す代表的疾患であるアルツハイマー病、血管性認知症等の予防法及び治療法の開発に必須となる認知症の発症メカニズムの解明に関する研究を行う。</p> <p>また、高齢者の代表的運動器疾患である骨粗鬆症等の発症メカニズムの解明に関する研究を行う。</p> <p>その他、加齢に伴って生ずる心身の変化のメカニズムの解明を推進するため、生体防御機能、感覚神経機能、脂肪代謝機能等の生体機能の加齢に伴う変化</p>

【長寿医療】

	を分子レベル、細胞レベル及び個体レベルで研究する。
② 加齢に伴う疾患の実態把握 我が国が加齢に伴う疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による加齢に伴う疾患のリスク・予防要因の究明等、加齢に伴う疾患の実態把握に資する研究を推進する。	② 加齢に伴う疾患の実態把握 その他の重点的な研究課題として、加齢に伴って生じる心身の変化及び加齢に伴う疾患の実態を把握するため、加齢変化を医学、心理学、運動生理学、栄養学等の広い分野にわたって長期的に調査・研究する。
③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進 加齢に伴う疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。 また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。 また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。	③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進 認知症や運動器疾患等の加齢に伴う疾患の予防法の開発を行うとともに、これら疾患の発生原因ともなりうる、日常生活の自立度の低下を防ぐための研究を行うとともに、既存の予防手法について、適切な評価指標を用い、有効性と安全性を検証するための研究を行う。 アルツハイマー病等の認知症の早期診断や治療評価の指標となる画像診断法やバイオマーカー等の開発を推進するとともに、分子メカニズムに着目した根治的治療法の開発に資する研究を推進する。 また、加齢に伴う運動器疾患等の治療法の開発に資する研究を推進するとともに、高齢者の機能回復のため、高齢者のQOLを損ねる口腔機能や排泄機能の障害における再生・再建医療の研究を推進する。 さらに、高齢者の薬物動態に応じた投薬量の決定方法の開発、それらに配慮した臨床試験・検査の在り方等についての検討を行う。 また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。
④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 新成長戦略においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。 この趣旨を踏まえ、加齢に伴う疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。 また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 医薬品及び医療機器の開発を目指した研究を行う。具体的には、認知症関連物質に関わる薬剤の開発、介護機器の安全性評価基準の確立等の研究を推進する。 また、これらの研究成果を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指した研究を推進し、特に国民の健康への影響が大きい疾患分野については、より積極的に推進する。 さらに、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬

【長寿医療】

<p>品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の10%以上の増加を図ること。</p>	<p>品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>このため、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数を、中期目標の期間中、平成21年度に比べ年10%以上増加させる。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進 関係学会等との連携を図り、診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。 長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究</p> <p>① 医療の均てん化手法の開発の推進 関係学会等との連携により、高齢者に特有な疾患を対象とした、科学的根拠に基づいた診断・治療ガイドラインの作成に取り組む。 また、長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、研究指導、教育普及の両面から、系統的な教育・研修方法の開発を推進する。 さらに、在宅医療に関し、地域における多職種連携の促進・普及のためのカリキュラム開発や、家族介護者の介護負担の軽減に資する研究等を推進する。 加えて、連携講座にかかる修士、博士課程を、年3名以上修了させる。</p>
<p>② 情報発信手法の開発 長寿医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発 長寿医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者や患者・国民への啓発手法の研究を推進する。 その際、特に患者に対する啓発手法の研究に当たっては、患者が高齢であることや、認知機能が低下傾向にあること等を踏まえ、対象者及び対象疾患の特性に合わせた効果的な啓発手法の研究を推進する。</p>

別紙2 中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算

別紙3 中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画

別紙4 中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画

別紙5 医療機器整備・建物整備に関する計画

中期計画（平成22年度から平成26年度）の予算<案>

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>17,297</u>
長期借入金等	<u>263</u>
業務収入	<u>23,539</u>
その他収入	<u>2,985</u>
計	<u>44,085</u>
支出	
業務経費	<u>38,758</u>
施設整備費	<u>3,641</u>
借入金償還	<u>490</u>
支払利息	<u>58</u>
その他支出	<u>469</u>
計	<u>43,416</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 診療報酬改定は考慮していない。

(注3) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

[人件費の見積り]

期間中総額16,022百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

※ 調整中

中期計画（平成22年度から平成26年度）の収支計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>41,226</u>
経常費用	<u>41,175</u>
業務費用	41,056
給与費	20,632
材料費	6,246
委託費	2,494
設備関係費	3,089
その他	8,594
財務費用	58
その他経常費用	61
臨時損失	<u>51</u>
収益の部	<u>41,301</u>
経常収益	<u>41,271</u>
運営費交付金収益	16,714
資産見返運営費交付金戻入	276
業務収益	24,232
医業収益	22,626
研修収益	85
研究収益	1,521
土地建物貸与収益	25
宿舎貸与収益	13
その他経常収益	11
臨時利益	<u>30</u>
純利益	<u>75</u>
目的積立金取崩額	0
総利益	<u>75</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

中期計画（平成22年度から平成26年度）の資金計画＜案＞

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>44,085</u>
業務活動による支出	<u>38,816</u>
研究業務による支出	6,653
臨床研究業務による支出	11,851
診療業務による支出	16,127
教育研修業務による支出	1,186
情報発信業務による支出	237
その他の支出	2,762
投資活動による支出	<u>3,641</u>
財務活動による支出	<u>959</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>668</u>
資金収入	<u>44,085</u>
業務活動による収入	<u>40,886</u>
運営費交付金による収入	17,297
研究業務による収入	607
臨床研究業務による収入	4,048
診療業務による収入	18,801
教育研修業務による収入	83
その他の収入	49
投資活動による収入	<u>0</u>
財務活動による収入	<u>920</u>
長期借入による収入	263
その他の収入	657
前期よりの繰越金	<u>2,279</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

施設・設備に関する計画<案>

国立長寿医療研究センターが担うべき研究及び医療を中長期的に安定して実施できるよう、本中期計画期間中、医療機器等整備について、研究・医療の高度化経営面の改善及び患者の療養環境の改善を図るために必要な投資を行うものとする。

なお、本計画は、毎年の経営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

区 別	予 定 額 (百万円)	財 源
医療機器等整備	263	長期借入金等
合 計	263	